議 長 おはようございます。

本日をもって召集されました平成28年第2回南幌町議会定例会を 開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

9番 石川 康弘議員、10番 熊木 惠子議員。以上、御両名を 指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から、本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。議会運営委員会委員長 熊木 惠子議員、報告願います。10番 熊木 恵子委員。

熊木議員

平成28年第2回議会定例会の運営について、去る6月8日に議長出席のもと、議会運営委員会を開催しました。議会事務局より、本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として、議員派遣承認3件、各委員会所管事務調査1件、町からは平成28年度各会計補正予算2件、一般議案5件、報告案件1件であります。以上、提案案件について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日6月15日から6月16日までの2日間とすることで、意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします

議長

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は6月15日から6月16日までの2日間としたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は6月15日から6月16 日までの2日間と決定をいたしました。

- ●日程3 諸般報告をいたします。
- ・1番目 会務報告は、お手元に配布したとおりでございます。これをもちまして報告済みといたします。
- ・2番目 南幌町議会報告懇談会実施報告をいたします。本件につきましては、平成27年第2回議会臨時会において、議員全員の派遣を決議して実施したものであります。これよりまち活性化特別委員会委員長より報告をいただきます。1番 本間 秀正議員。

本間議員

それでは本年2月に行われました、議会報告懇談会の結果を御報告申し上げます。南幌町議会報告懇談会実施報告。平成27年第2回南

幌町議会臨時会において、議員全員の派遣を決定した議会報告懇談会 を実施したので、その結果の概要を次のとおり報告いたします。

記、1実施日程、平成28年2月27日から2月28日までの2日間であります。2実施内容、日ごろの委員会活動を報告し、町民との懇談の機会を設け、今後の議会活動に反映していくことを目標に、全議員が2会場に出向き、開催した。主にこの1年間において活動した各委員会で活動報告を資料にまとめ、説明するとともに、今後の町の発展について町民と意見交換を行った。3結果、延べ38人の町民の皆さんの参加をいただき、各会場では活発な意見の交換を行い、かつ参加者にアンケート調査を実施した。今回町民から出された意見や要望等は全体で精査検討を重ね、今後の議会運営に反映させることとした。4まとめ、今後も引き続き幅広く町民の声を聞くとともに、議会として情報提供と説明責任を果たし、開かれた議会を目指していくものである。以上報告といたします。

議 長

以上で、南幌町議会報告懇談会の実施報告につきましては報告済み といたします。

・3番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、2件の行政報告を行います。

始めに、農作物の生育状況について御報告します。本年度の雪解け は、昨年より1週間ほど早く迎えました。その後も好天に恵まれ、圃 場の乾燥も進み、耕起などの農作業も順調に行われました。5月から は気温も高めに推移し順調に生育していますが、6月に入り気温の低 い状況が続いております。空知農業改良普及センター空知南西部支所 の6月15日現在の作物状況調査によりますと、水稲につきましては、 例年より2日ほど早く5月中旬より田植え作業が始まり、順調に作業 を終えたところです。移植後においても、天候も良好で活着もよく、 生育はおおむね平年並みに推移しています。秋まき小麦は、平年より 雪腐病などが少なかったことから、草丈は高く生育も旺盛で、平年よ り7日ほど早まっている状況です。大豆、甜菜は、水稲作業が順調な こともあり、平年よりやや早い播種作業となっています。大豆につい ては6月に入ったら天候不順で出芽遅れも見られているところであり ます。キャベツなどの野菜については、気温の低いときがあったこと から、早い作型で一部遅れが見られるものの、概ね平年並みとなって います。以上のように、今年については、春先から天候はほぼ順調に 推移しており、今後も天候が順調に経過し無事に出来秋を迎えられる よう、関係機関・団体と連携しながら適切な対応に努めてまいります。 次に、熊本地震について御報告を申し上げます。去る4月14日に 発生した熊本地方を震源とする地震はマグニチュード6.4、益城町 では震度7を観測し、2日後の16日にも西原村・益城町で震度7を 観測しております。これは、平成7年の阪神・淡路大震災と同規模の 大地震でした。この地震により数十名の方が命を落とされ、また、家 屋の倒壊などにより、現在も多くの方が避難生活を余儀なくされてお ります。犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の誠を捧げるととも に、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。また、被災

地域で復旧・復興に当たっておられる関係各位に心から敬意を表する次第です。町としては、地震発生の直後より、姉妹町の多良木町と連絡を取り、地震の状況や避難者への対応などについて情報を取り交わしておりましたが、幸いにして大きな被害はありませんでした。しかしながら、熊本地方や阿蘇地方を中心に甚大な被害が発生しており、今もなお余震が続いております。現在、北海道の各自治体において、災害義援金や支援物資の送付が実施されており、本町としても今議会定例会において、義援金の補正予算を計上させていただき、対応してまいりたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長

以上で町長一般行政報告につきましては、報告済みといたします。ここで暫時休憩いたします。

(本間議員退席)

(午前 9時38分) (午前 9時39分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程4 一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は8名でございます。順番に発言を許します。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

女性が住みやすいまちづくりを、について町長にお伺いいたします。本町では、子育て支援策の充実に力を入れ、知名度アップにもつながっていると思います。しかしながら、本町の特殊出生率は2000年では1.22、2005年では1.16、2010年では1.15と年々下降しているのが現状です。また、高校や大学を卒業する若い女性の転出も目立ってふえています。本年2月に出されました「南幌町人口ビジョン」での町独自に設定した合計特殊出生率の目標数字は、2020年、1.25、2030年、1.33、2040年、1.50、2060年、1.80となっています。人口減に歯止めをかけるには、この出生率が大きくかかわっているものと推察されます。これは本町も例外ではありません。これからのまちづくりには女性が安心して住むことができるということが、必須条件となってきます。ことは、女性が子供を生み育てることだけをいうのではなくて、いかに女性が元気で楽しく安心して暮らしていけるまちづくりをするか、ということだと考えます。そこで町長に2点伺います。

1、合計特殊出生率を上げるためにどのような施策を考えているのか。 2、女性が住みやすいまちづくりをどのようにしていくのか。を、伺います。

議 **長 町** 町長。

女性が住みやすいまちづくりを、の御質問にお答えします。国では 地方創生に係る長期ビジョンの中で、道では人口減少問題に対する取 り組みや北海道創生総合戦略の中で、人口減少の緩和や人口減少によ る地域に生じるさまざまな課題の対応について策定されています。本 町では昨年度に、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一環とし て、「南幌町人口ビジョン」を策定しています。この中で、目標人口の推計と検討課題を示していますが、短期的には移住・定住施策を重要課題として推進していくこととしており、中長期的な人口増加策は、子供の出生数をふやすことと、合計特殊出生率を上げることが重要であると考えています。一般的には合計特殊出生率が2.07で推移しないと人口減少が拡大すると指摘されていますが、本町では大きく下回っているのが現状です。このような状況は本町だけではありませんが、目指すべき将来の方向性として、親の夢や希望と子供たちが元気で活気あふれるまちにするための施策を推進し、将来のまちづくりを担う若い世代の結婚・出産・子育てをまちぐるみでサポートする取り組みを進めてまいります。このため、女性が元気で安心して暮らせるまちづくりという視点は必要であると認識しています。

1点目の御質問については、合計特殊出生率を上げるための施策を つくることは容易ではありませんが、子育てや教育、福祉などの施策 を始め、国や道における取り組みも踏まえて検討してまいります。

2点目の御質問については、先ほどから述べさせていただいたことを踏まえ、第6期総合計画の策定過程の中で、町民の皆さんからも御意見をいただきながら、女性が安心して生活できる施策を含め総合的に検討してまいります。

8番 菅原 文子委員。

議 長 菅原議員 (再質問)

ただいま御答弁いただきましたので、再質問させていただきます。 まず1つ目の出生率の関係なんですけれども、この2020年1.2 5から2060年1.80となる根拠とか計算方法について、人口ビ ジョンの中でも書いてはありますけれども、それは人口動態によって 出した数字だということは書いてありました。国立社会保障人口問題 研究所の出生動向基本調査では、未婚女性の欲しい子供の数は平均2. 12人、既婚夫婦の理想の子供数は平均2.42人。予定子供数が2. 07人、日本創成会議では希望出生率1.8人に想定を参考にして、 北海道全体と札幌市では、希望出生率を2030年1.51人、20 40年で1.80人、この数字は本町の2060年の1.80人と、 20年違います。私も考えますところやはり本町では、人口がたくさ ん伸びたとき、私たちが来た時期ですけれども、その時に若い方たち がたくさん移り住んで、子供さんをたくさん生み育ててきたという事 実がありますから、本町の1.25とか低い数字は私もいたし方ない のかなという思いではあります。しかしながら、これからまたここに 若い方たちに来ていただく、それから若い方たちが学校を卒業して出 ていく方がほとんどいます。その方々をどうやって引きとめておくか、 それと親元のところに来てもらうにはどうしたらいいか、そういうこ とも私はこれから重要な一つの戦略になっていくのではないかなと考 えてます。本町でも多子世帯への支援が重要なのかなと思います。こ れからの2人目3人目の多子世帯への支援が必要なのかなと。やって いく中で予算が間に合わないという、うれしい悲鳴が上がるようなこ とを考えていただければ、私もいいのかなと思います。

2番目の質問に変わりますけれども、最近ですね、お答えいただき

ますときに戦略チームとか総合計画の中でということで、具体的な御 答弁をいただけないことがちょっと多いなと私は感じております。今 回の御答弁の中でも、第6期総合計画の策定過程の中でというお答え をいただきまして、詳しいお答えがなかったので町長のお考えを伺い たいところなんですけれども、例えばですね、ハローワークとかマザ ーズハローワーク、人口ビジョンとかのいろんなところを見ますと、 国で資格取得の支援制度をしているので、本町でもそれをお知らせし ていきますということが載ってるんですけれども、例えばハローワー ク、マザーズハローワークなど資格取得の支援制度を行っていますけ れども、ある一定の条件があります。それに満たさなければ、それも 難しいということで、それからまたハローワークに来所したり、民間 委託されてる学校まで行かなければいけません。そこで、例えばです けれども、役場の職員の方たちでもパソコン操作がとてもすばらしい と私は常々尊敬してるんですが、そのエクセルやパワーポイントなど、 簡単なパソコン操作を教えながら、それから本町では保育士さんとか 幼稚園、教諭免許を持っている職員が何人かいらっしゃいますので、 その方たちが隣の部屋でお子さんたちを見ていると。子供たちを保育 しながら本町でどこにも行かなくても、簡単な操作ができるというこ とを教えてはいかがかなと思います。本町職員も大変忙しいのは私も わかっておりますけれども、やはりそういうことも一つの策ではない のかなと、これは本当の一つの例です。それから職員が行うことによ って、住民にとって役場に来ることとか、それから職員の方とお話し することが、とても身近になっていくのではないかなと思います。本 町では地域担当制というのもありますから、そのことを通じてでも私 は、できるんではないかなと考えています。これはほかの地域の方た ちとか、ほかの方でもできるんですけれども、やはり私が考えますに は、行政がやらなければいけないこと、やるべきこと、それから民間 がやらなければいけないこと、やるべきこと。それと行政と民間が一 緒にやらなければいけないこと、やれることがあります。そのほかに もう一つ、行政がやったほうがいいこと。これが一番大事なことだな と私は考えています。地域や住民の方ができる、行政がやることによ り、できるけれども、行政がやることにより、より身近に感じられた り、それから行政がやることによって安心感というものが、住民の方々 に感じていただけるのではないかなと思っています。本町では雇用対 策が大変難しいので、企業誘致なども頑張っていらっしゃいますけれ ども、なかなか何十人とかっていうそういう規模には至らないです。 本町では、近隣市町に働く場所が何カ所かありますので、そこのとこ ろに行く、働きに行く環境づくりというものをこれからは考えていか なければいけないのかなっていう思いでいます。やはり若いお母さん たち、それから子育てをちょっと一段落終えて働きたいと思う方々に、 本町ではなかなか難しいからと言って来てもらえない方たちでも、そ ういう環境があれば、じゃあ南幌町に住んで働くのはちょっとでも仕 方がないかと。そういうような考え方を持っていただけることも一つ ではないのかなと思っています。それから第5期前期の総合計画、さ

っき6期のお話いただきましたけど、第5期総合計画の中では、各種審議会委員会での女性委員20%登用、これはもう私はクリアできてると思います。それから女性就業者の意識啓発、環境づくり。これも本町では、たくさんの農業関係者の勉強会などもしていただいてますので、これはもう本当にありがたいことだなと私も思っております。それから女性が住みやすいまちづくりをつくり上げていくための、第6期総合計画の策定過程の中の話ですが、意識とかそれからニーズなどの把握、分析をどのようにしていくのか、出生率と関係するんですけれども、女性が子育てなどに不安なく暮らせること。より出生率が上がってる自治体もありますから、このことを若い女性、未婚の女性を含めまして、いかに本町に留まっていただけるか、それからまたおりな性が来て、子供を生んで安心して暮らす、育てていけるようにするための意識ですね、その意識分析をどのようにしていくのかをお伺いいたします。

議 町 長 (再答弁) 町長。

菅原議員の再質問にお答えをいたします。いろいろお話をいただきました。ちょっと私と菅原議員の感覚、世論とは違うかなと。今まで住民の意見を聞け、行政指導がおかしいぞということで、第5期総合計画も住民の意見を聞きながら今やってるところです。その成果がどういうふうになってるか、今分析をしなきゃなりませんけども、それをやめて、行政主導でやれと。根拠がどこにあるかどうか、今まで住民の声を聞け聞けと、菅原議員もたくさん言っていました。ただ、そのことを言っていると私はやっぱり、住民の意見を聞いてみんなでつくる協働のまちづくりが、私はベストではないかなとそういうふうに思っております。ですから第6期の総合計画も皆さんの御意見を聞く、アンケートもとる、あるいは懇談会もする、そんな中でこれからのまちづくりをどうしていくかということであります。

それから、特殊出生率、うちは20年も遅れてるんじゃないかと、 数字だけ並べるのは簡単です。ですけども、私どもは現実味をもって、 町民の皆さんに拡大するわけにはいきませんので、現実に沿った形の 現状を見ているところでありますので、御理解いただきたいなという ふうに思っております。それから、いろいろお話があったところであ りますが、職員がいろいろやれと。職員の定数を減らせと皆さんから も言われてきている、そして今減らしているところです。なおかつ道 から移管事業で事務がふえておるところです。思いはわかりますけれ ども、その中で地域担当制や出前講座をやりながら、私どもでできる 範囲で今、住民の方々と接しておりますし、また窓口に来られる住民 の方は、職員と常に対話をしておりますんで私はその辺は、ある程度 はなっているだろうと。ただ特別に部屋を設けてやれという環境には、 まだそういう状況にはなっておりません。それから、女性が活躍でき るアピールの仕方がちょっとあれかなというふうに感じたんですが、 うちの町は女性が活躍して、皆さんのとこに4人もいるじゃないです か。道内でそんな議会はありませんよ、こんな率の高い。だから環境 的には非常に、町内では女性が活躍できる場所は民生委員の協議会も

含めて、女性が多く来ていただいて、それも手を挙げて来ていただいてる方も多いわけです。そういう意味では、私は自然とうちの町は女性もちゃんと活躍してるんだろうと。そんな中で今後も進めていければいいんではないかなというふうに思っておりますし、当然、第6期の中でもそういう部分は入っていかなければなりませんので、やはり、今ちょうど節目であります。後期がことしで終わります。ですから来期に向けて、町の指針である、その中にどう盛り込めるか。これから策定するわけでありますので、その中で少しでも反映できたらいいんじゃないかなというふうに考えおります。

議 長 菅原議員 (再々質問)

8番 菅原 文子議員。

今御答弁いただきましたけれども、ちょっと私のお話したことが誤解があったように思いますので、お話させていただきますが、私は行政がやらなければいけないことをしてください、ということを今まで私はお話は確かにしてきました。しかしそれもありますけれども、行政がやったほうがいいこともあるのではないかなと。私は全部が全部行政がやってください、それとも行政は要りませんということをお話しているのではなく、やったほうがいいこともあるのではないですかということをお話させていただいております。そこは誤解のないようにはお願いしたいと思います。

私は出生率に関しましては、やはり私も難しいということは十分わ かっております。私も子供を産み育ててきましたから、そして私は南 幌町に来て子供を育てました。本当にこの自然豊かで空気もおいしく てお米も美味しくて、っていうところで私は満足してますから、今も ずっと住み続けているわけです。ですからそういうことを、私たち世 代が来たときと、また若干違ってるということを私も十分踏まえてい ます。この20年違うのではないかということを私はどうしてですか ってことをお話してるんではなく、例えばこういうこともありますけ れども、本町では難しいですよねっていうことを、先ほどお話した中 で、まだ本町でやっていること、子ども・子育て支援事業計画それか らガイドブック、いろんなことがやってます。こんなにたくさんやっ てます。それは、私も十分理解しているところです。ですから、本町 では子育て支援は本当に充実してますということを私は、前の一般質 問の中でもお話した経緯があると思います。それですけれどもやはり 来ていただけない、それから出生率が低いということ。こういうこと を踏まえまして、これからももう少しやはり考えることも、またプラ スしてあるのではないかなと。その中で多子世帯への支援も、これか らは重要ではないですかということをお話しているわけです。その多 子世帯についての支援はこれからまた考えていかれると思います。こ れは、お答えはいりません。

それから、先ほど、職員がっていう話がありましたが、これは先ほども何回も言いましたが、一つの例として私は言わせていただいたことで、職員の方が減っている中で分権が進んでる今、とても大変っていうことは私もよくわかります。ですけれども、やはりその中で一歩踏み込んでこういうことを考えていくことも一つの案ではないですか

ということを私はお話しているわけで、私はこれを絶対やってくださ いっていうことをお話してるわけではないです。ただ住民の方々の中 には職員さんとはなかなかちょっと打ち解けられないとかっていいま すのもやっぱり役場に入るっていうことは、皆さんにとっては当たり 前のことですけども、住民の方々にとっては、ちょっとどきどきした り、中に入るだけでもちょっとどうしようっていう思いがある方もい らっしゃるんですよね。ですから、職員の方がもう少し身近になって いけるのではないかなという、これは本当に一つの例です、提案です。 ですからこれは絶対やってくださいということでお話ししたわけでは ありませんので、これについての答えは必要はありません。それから 先ほども言いましたように若い女性の方たちが20%クリアしてる、 それから農業関係者の方々も勉強会していただいてる、私はこれは大 変評価してると先ほども申し上げました。そのことも誤解のないよう に、私は批判をしているわけではありません。活躍してるという社会 教育審議会の方を見ましても多数の方が女性入ってます。その中で女 性のことをいろいろ考えていっていただけるんだろうなと思いますけ れども、お答えの中にこの第6期総合計画というお答えをいただきま したので、私はもう少し具体的なお答えをいただけるのではないのか なという思いで、この質問をさせていただきましたが、6期総合計画 の中でというお答えしかいただけませんでしたので、もう一歩踏み込 んだお答えはないでしょうかということで、再質問させていただきた いと思っております。この女性が住みやすいまちづくりをつくり上げ ていくのは、やはり男性の目と女性の目と、両方の目で築き上げてい かなければいけない問題だと私は思っています。その中で、もし6期 総合計画の中でアンケートと先ほどお答えいただいたいたように思い ますが、これからその意識調査ですね。特に出て行かれる方、それか ら札幌に住んでる若い女性の方々、どうしたらこの町に住んでいただ けますかというための意識、ニーズ調査などをどのように把握して分 析をしていくのか、私はこの点がとても重要であると思いますので、 このこと1点だけについてお伺いいたします。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。第6期総合計画は今始まったばかりで、どうするんだって言われても中身がまだ具体的に、審議委員にお願いしてこれから方針等々はお話して、細かい内容については今審議中でありますので、その中で多分出ていただけるんだろうというふうに思っております。それぞれお話ありましたけれども、アンケートもとりますんで、私どもはあくまでも南幌町の第6総合計画であります。町民の皆さまの御意見をいただくというのが、基本ではないかなというふうに思っております。ただ、今転出転入の時にないかなというふうに思っております。ただ、今転出転入の時にれからもやっていくということでいますんで、全然手を抜いてやってないったりんじゃなくて、やりながらどういうふうにしていくかということでありますんで、今の役場のお話もいただきましたけど、私のほうにはすごく、よそから来た人は身近な窓口で非常にありがたいと、

職員と接することができるという御意見もいただいておりますのでそれらを総合的に判断しながら、私は進めていきたいと思ってます。

議長

以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。

次に5番 内田 惠子議員。

内田議員

私は食育を通じたまちづくりということで、食育宣言のまちへということで町長に伺います。本年度、国や道の食育計画に基づき、本町においても食育推進計画が作成されました。南幌町は町の面積のおおむね70%が農地で農業中心の町です。食育推進計画における基本理念や目標は、農業を基幹産業とする我が町として、このようなすばらしい計画をより町民に関心を持ってもらいたく、「食」に対するクリーンなイメージを力強く推進していくため、また生涯にわたって健全な心身を培い心豊かな人間性を育むためにも、計画を一歩進めていくべきだと思います。例えば「食育宣言のまち、なんぽろ」として宣言し、町のイメージアップ策の一環として取り組んではいかがでしょうか。安心・安全な農産物の生産と食育宣言をすることは、本町定住者の拡大につながる可能性があると思います。町長の考えを伺います。

議 **長** 町 **長**

食育を通じたまちづくり、食育宣言のまちへ、の御質問にお答えし ます。本町では平成17年に施行された食育基本法、そして北海道の どさんこ食育推進プラン第3次改訂版が平成26年に策定されたのを 受け、この3月に本年度からの5カ年を計画期間とした南幌町食育推 進計画を策定しました。本計画の基本理念は、農業が持つ食のすばら しさを伝えることであり、本町の食育を推進するために、その基本理 念に沿って、食べることを知る、健康のための食生活を学ぶ、そして 食育を通じたまちづくりという3つの目標に向けて、すでに実施して いる事業も含め、ライフステージごとに特徴を捉えた食育事業を実施 することで、その達成を図るものです。また、本計画は小さなお子さ んからお年寄りまで、すべての町民が食育について関心を持ち、本町 の基幹産業である農業と食のかかわりに触れ、食べることを通じて生 きる力を育み、健康で豊かな生活を送るための一助となるよう願うも のです。さらに、町民が食の大切さを改めて認識し、家庭や学校、職 場など様々な場面において、それぞれの立場や役割に応じた食育を心 がけてもらうことで、健全な食生活を将来につないでいくための食育 が本町においても確立され、その結果として町のイメージアップや本

議員御提案の食育宣言も食育を推進するうえでの一つの手法と考えますが、計画初年度となる平成28年度は、基本理念に基づいて各種事業を展開することに専念し、食育が町民の中に広く深く浸透し、健康で心豊かな食生活が実践されるよう目標達成に向けて取り組んでまいります。

議 長

5番 内田 惠子議員。

内田議員 (再質問)

まず慎重な審議をしていただきました、南幌町食育推進計画策定委員の皆さまにはお礼を申し上げます。これをいただいた時にですね、 私は食ですから本当によくできて、懐石料理を上げ膳据え膳でいただ

町定住者の拡大につながっていくことを期待します。

いたような、本当にすばらしいなと思いました。でもふと考えた時に ですね、これで町民がどのようにかかわれるのかなっていう、そのか かわりたいっていう、そういったところもないくらいすばらしいもの だなと思いました。ですから、それを一歩進めるためにやはり町長は 農業ですから、その思いをもう少し出していただきたく、再質問させ ていただきます。この計画の始めに町長が力強い言葉を述べておりま す。それで私は、昨年道外視察で2カ所行ってきました。たまたま子 育て応援宣言、同僚議員がその中で質問されております。本当に地べ たを這うように、ありとあらゆる子育てに対しての補助をされてるよ うに思いました。どうしてそれができるのかなと。そして、町のバラ ンスとして高齢者の方はどうなってるんですかって聞いたところです ね、子育て応援宣言の中に盛り込まれているわけです。子供たちは次 世代を担うかけがえのない存在です。町を守り支えてこられたお年寄 りとともに大切な宝物ですと。この宣言文に載せて理解をいただいて おりますということでした。またもう一つは、村がなくなったんです けれども、村民の方が村を宣言し村の大切さを将来の子供たちに伝え よう残そうっていうことで、住民が宣言をした「あば村宣言」ってい うところに行ってきました。行政と民間、町民がっていう2通りの宣 言をしたまちを見せてもらったんですが、その施策の内容、そのこと よりもやっぱりリーダーとしての思いが、将来に伝える思い、そして 町民の宣言ということは町全体が。今回町長がプールの落成式のとき にですね、私は本当にうれしかったです。でも町長の公約にありまし た。もしこの公約がなければ、ことしプールはできたかな、できたか もしれません。でも、そのことを私たち町民が受け止めた、そういう ことが大事なのではないかと思うんです。それが協働のまちづくりで はないかと思います。それで私も本当に否定するところはありません。 よくつくってもらったなと思うんですが、食の大切さ、町民も今皆さ んもそれぞれに考えて勉強して、やってますから。町民の後ろをいく ようなことは、やっていただきたくないと思います私は。私も、ここ の中にほんの一つだけ。書いてあることに心引かれたんです。添加物 です、パンとお米、御飯の違いということで、本当だなと思いました。 私も餃子づくりで添加物、私がリーダーのときは食品偽造とか、中国 産餃子でつくったんだけど、またさらに添加物のことでつくりかえる っていうことに遭遇しました。1,500種類ぐらいもあるそうです。 そして私たちが、年間口にする添加物は20キロぐらい、一生でドラ ム缶1本と言われています。そういう時にですね、やっぱり農家の方 も先進的にイエスクリーンとかJGAPとか取り組まれていること。 さらに、町民も理解し町と町民と、また農家の方も一緒になって勉強 しながらやっていくと。そういう、先ほども総合計画に盛り込まれて いってほしいと私は思うし、そういう答弁を期待していましたが、こ の答弁は本当に、こちらに書かれてることですから、理解はします。 けれども本当にそれでいいのか。ほかの計画と同じようになってしま うのではないか。鉄は熱いうちに打てという言葉もあります。ですか ら町長の思いでもって、町長がよく言う、うちには優秀な職員がそろ

ってる、そういうことで計画は計画として、また実行は実行として、 是非力強く進めていただきたいと思います。それで私は思うんですけ ども、やっぱり足りないなって思う言葉、私が望む言葉です。総合計 画を最高、上位の計画として、自然の恵みと開拓精神を糧にとある教 育目標とともに、町民の守ると決めた町民憲章とともに、進めていく べきだと私は思います。原点に立ち返る場所をつくるべきだと思いま す。前教育委員長をしておられました、蔵先生ですが、町が発展して きた礎を知ることは、未来に生きる子供たちに勇気と希望を与えてく れるものです。心豊かに生きる人の育成に努めるという、南幌町教育 目標を再確認したいと思いますという言葉を述べていらっしゃいま す。そういう大きな目標をやっぱり率いてリーダーシップをとるべき と考えますが、このことを6期総合計画に盛り込んでさらに練ってい くお考えはあるか再質問して、本当によくできているので、そのこと をお聞きして私は終わりたいと思います。お願いします。

議 町 長 (再答弁)

町長。 内田議員の再質問にお答えをいたします。食育推進計画つくらさせ ていただきました。これは今、議員おっしゃられたとおり我が町の背 景、基幹産業農業の町で先祖代々からずっと今あるのは、そういうの があったから、今の南幌町が私はあると。これからも大事な資源、身 近にある食の大切なものがあるわけでありますから、当然食育を通じ てこれは世代を問わず、先ほども申し上げましたけども、いろんな世 代に全部浸透させる。計画ってのは、先ほどもちょっとありましたけ れども、なかなか計画だけで終わるのかなと言われることが非常に多 いんでありますけれども、この食育推進計画というのは、やはり私は 浸透させなければ、だめなんだろうなというふうに思ってます。どこ だかのデータでちょっと忘れましたけれども、食材の3分の1、場所 によっては3分の2は廃棄されてる。丹精つくって頑張った農家の汗 水かけたやつが、捨てられるんですよ。捨てられるのが廃棄物、産廃 ですよ。そんな世の中であっていいのかどうか。私はだから、この食 育推進計画をつくってそれらの成果が見えてきたころには、そういう ことは当然あり得るんだなというふうに思ってます。ですからできる だけ早く町民の皆さんが、地元の大切な宝を、いかに使っていただい てそれが健康につながって、あるいは子供たちの元気につながってい ただければ、当然そういう宣言とか、何だかとかっていう、まちに取 り組んでいけれるんではないかなと。農家の方は今一生懸命やってい ただいてる、それを食べる人方がまた同じように、地元産を愛してい ただいて、そういう姿が見えていただければ宣言となるのか、何とな るかわかりませんが、私は早く、行政がつくった計画は計画で終わっ ちゃったっていうのではなくて、浸透して次の手に打てるような状況 が生まれてくれば、その時点で何らかの形をとりたいなというふうに 思っとります。その日が早く来るのを私も望んでいるところでありま すので、飲食店の皆さんにも投げるものがどんどん少なくなっていた だくようにお願いをしていきたいなというふうに思っています。以上 です。

議長

以上で内田 惠子議員の一般質問を終わります。

次に2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

将来を見据えた健全なまちづくりのためにということで、町長に伺います。今後のまちづくりのために必要な方策と課題克服について町長に伺います。このことに関しましては、本年の第1回議会定例会一般質問の中で私を含め3名の議員が質問に立ち、町長の考えを伺いました。私は、まちづくり戦略チームの答申を詳しく分析したとき、今の南幌町のまちづくりに必要なのは、若い世代への移住政策を行わなければ、町は衰退の一途を辿ると考えます。人口が、5~6年で5,000人から1万人に急増した時の父親・母親世代が今後10年から15年で高齢者の仲間入りとなるでしょう。私は、これからのまちづくりにおいて、人口の構成の中で子供たち・子育て世代の親・高齢者とバランスがとれた構成にならなければ、健全なまちづくりとは言えないと思います。これらを踏まえ、町長に伺います。

- 1、南幌町発展のためのまちづくり政策で、絶対に取り組まなければならないこととして、子育て支援の強化と若い世代の誘致対策があると思いますが、これらを克服していくための必要な方策と課題をどのように考えているか。
- 2、今年度策定に向けて進めている第6期総合計画にどれくらいの決意で望むのか。この2点を伺います。

議 長町 長

町長。

将来を見据えた健全なまちづくりのために、の御質問にお答えしま す。人口減少の問題については、本町の人口は何もしなければ減少が 続くものと予測され、少子・高齢化がさらに進み、生産年齢人口の減 少による地域経済の縮小や労働力人口の減少、地域活力の低下、社会 基盤整備や社会保障費の増加による行財政の悪化など、さまざまな影 響が懸念されます。本町では、人口減少のスピードを抑制するための 目標を定め、重点的に課題に取り組むため、人口ビジョンを含む南幌 町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。子育て世代をタ ーゲットにした政策や誘導策については、子育て世代住宅建築助成事 業を始めとした移住・定住施策、小学校卒業までの医療費を全額助成 するなどの取り組みを進めています。人口構成については、御指摘の とおり、子供や子育て世代の親、高齢者とバランスの取れた構成にし ていくことが最も望ましい形ではありますが、中長期的な課題であり、 まずは若い子育て世代を対象に本町に移り住んでもらう、移住・定住 施策が重要であると考えており、平成31年度までの政策数値目標を 社会減の数を年間60人以下としています。

1点目の御質問については、子育て支援の強化につきましては、平成26年度に策定された南幌町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育と保育、地域の子ども・子育て支援事業の提供などについて、子育て支援事業などを着実に進めてまいります。また、若い世代の誘致対策については、総合戦略で示した施策や事業を推進するとともに、観光や知名度向上、教育・福祉、産業振興や公共交通など、多岐にわたる分野について、引き続き検討していかなければならない

と考えています。

2点目の御質問についてですが、第6期総合計画は10年間の長期計画となるものであり、私が掲げている「次世代につながる夢のある故郷づくり」を更に具体的に実現できるような計画づくりを進め、人口減少対策などに有効な施策や事業を盛り込めるよう取り組んでまいります。

議 長川幡議員 (再質問)

2番 川幡 宗宏議員。

子育て世帯をターゲットにした政策誘導策ということで、御答弁が ございました。それによると子育て世帯住宅建築助成事業は200万 10戸ですね、それと小学校までの医療費全額助成等の答弁がありま した。私は人口増を図るには、近隣市町村と同じような人口増政策で は大きな成果は生まれないと、このように思っております。他町村に ない特色のある、目につくような政策を打つこと、これを進言したい と思います。例えば特殊出生率のことですけれども、これを上げるに は子供を産むことに、子供を育てるにはやはりお金が必要なんですよ ね。そのためにはお祝い金を出すとか、一子・二子ともお祝い金を出 すとか、そういうようなことも必要ではないかと。これをやることに よって、特殊出生率が上がった市町村も各地区に、多々あると思いま す。例えば昨年私が政務活動に行ってまいりました奈井江町では、特 殊出生率が格段に上がったと、そういう成果もでていると。いま一つ は若い世代が子供を産むことによって、生活が非常に考えますね、生 活が苦しいと。それはやっぱり幼児期は保育料がかなり高いなとかそ ういうことがありますので、そういうとこに集中して、幼児期に集中 してお金を出す、これはほかの市町村はあまりやっていないことです ので、それをやることによって大きな成果が出るのではないか、これ も一つね、町長、シミュレーションしてこの事業をやればどれぐらい のお金がかかるか、そしてやれるかやれないかね、これはやはりシミ ュレーションしてやってみる必要があるんではないか。私は大きな人 口問題については、国の将来にかかわる問題だから、国がやるべきだ と今は、私は基本的にはそう思っていますが、まだそのような段階に はきておりません。フランスも一時人口減少で、出生率が1.42を 切った段階で、国の宝、子供は国の根幹にかかわるものだから国でや るんだということで今2.1になっていると、このように聞いていま す。将来的にはその横では当然私たちの下の声として国で要求してい かなければならないと思います。人口減少をとめるには、出生率を上 げるには、消費税1%、2兆5,000億かかると言われております。 それを維持するためにも我々将来頑張っていかなければならないと、 このように思っております。先ほど言いました、まちづくり戦略チー ムの施策・アイデアの内容を分析いたしますと、移住定住に関する項 目が118項目、いろいろ提言されていましたけれども、そのうち6 5項目は、移住定住に関する項目でございます。そのほかの項目でも 知名度高揚を挙げて南幌町を知ってもらう、このような項目が多々占 めています。このことはすなわち、戦略チームのメンバーも南幌町の 将来には若い世代の移住定住が必要と考えている結果だと思っており

ます。今後、対策や誘導策をどれくらい講じれば、どのぐらいのお金 が必要で、どれぐらいの結果が出るか、シミュレーションをするとと もに、全国には多種多様な移住定住政策を打ち、人口増に転じた市町 村が多々あります。このことを絡めあわせて、我が町の打つ手を検討 することを望みたいと思います。町長在任期間12年間は、非常に公 債比率も危険な水準になり、待ったなしの行政改革をやらなければな らなかった条件についても、認識しております。将来町が健全な形を 取り戻すために、若い世代の移住政策を今やらなければ、あとに悔い を残すのではないかと思います。現在、町の借金は約50億円。財政 推計では今後5カ年で約10億円の基金が取り崩され、基金残高は、 2億数千万円になると推計されています。しかし、このことを恐れて 課題の克服に着手しなければ、ますます町は衰退していくと予想され ます。守りの行政に町の発展はない。このように言われ、衰退の道し か残りません。今こそ攻めの行政に転換する必要な時だと考えます。 町が将来発展のために必要な政策であれば町民からの理解は十分得ら れると思います。町民に詳しく説明し、お金を使うべきときに使うこ とを理解していただき、まちづくりのために、最も必要な政策を検討 して、第6期総合計画に組み入れていくことを望みます。職員各位も このことに対し、前向きな考えを持っていると思っております。町長 の決断を望みたいと思います。このことについて答弁をお願いします。 町長。

議 長 町 長 (再答弁)

川幡議員の再質問にお答えをいたします。将来にわたって一番大事 なときにいるんだろうというふうに私も認識しております。今まで苦 しい状況の中で、ある程度のインフラ整備をさせていただきました。 それらを踏まえて今後どうあるべきかと、どこに特化していくか。そ の辺は重要な課題であろうと思いますが、議員言われるように、特色 あるものも入れながら、若い世代が来ていただき子供たちが元気で生 活できる、そのことをどういうふうにしていくかということは大事だ ろうと。あわせて、高齢化も進みます。これもかなりの、ことしの1 0月前後に30%を超えたら、どんどん進んで、当然そのことも踏ま えながら、我が町の財政を預かっていかなければなりませんので、や れるものはやりながらやっていこうと。先ほど、提案をいただきまし た幼児期の負担を軽減するために、どんどんやるべきではないかと。 かなりの金額でありました、以前練ったところにあるんです。だが、 今打つ手ではないだろうということで、当時はやめましたけれども、 それでもうちの町としてできる範囲で、基準の中で考えさしていただ いたり、いろいろ今やっているところであります。ですので第6期も 含めて、議員おっしゃっていただいたことも含めながら、やはり活力 あるっていうのは子供たちから若い人たちの声がなくなると町という のは、当然しぼんでいくわけでありますから、今ある中で最大限何が できるのか。先ほど議員からも御指摘いただいたように、5年もした ら基金もなくなる、そういう厳しい状況であります。まして、国も消 費税が延期になりました。町に入ってくる金も相当減額になることが 予想されます。その中で、どうしていくかっていうことでありますの

で、将来を見据えて私の当初と、就任した時と同じようなことを次世 代には残したくない。町民にも負担はかけたくない。そのことも十分 念頭に置きながら、できるだけ若い世代が来ていただく環境づくり、 これは私は進めていかなければなりませんので、それは進めさせてい ただこうと、そんな思いであります。

議 長川幡議員 (再々質問)

2番 川幡 宗宏議員。

町長からある程度の力強い意見をいただきました。南幌町は子育て 世帯に必要な緑豊かな田園文化都市、またある程度の子育て政策は、 かなりなことはやっております。とにかくこのことは認識しておりま す。今一歩ですね、人が来てくれるような、何というかな、それを今 1つ2つ3つ、この辺もやっていただきたい。南幌町独自の施策って いうんですか、そのことをね、ぜひ必要でないかと。これをぜひシミ ュレーションした中で打つ手はあると思いますので、その辺はやって いただきたい、必要なお金は必要なときに使うと。このようなことで そのお金については、南幌町の将来に絶対この子供たちを入れること が必要なんだということであれば、町民の理解は十分得られる。福祉 の問題も、老人福祉の問題もありますけれども、老人の方も理解して くれるのではないかと、このように思います。先ほど町長は、協働の まちづくりをして町民の意見を聞いて行政をやるという答弁がありま した。このことは絶対に必要なことですけど、私は、町の実態を知る、 そして予算を持つ、また上部組織との関係をよく知っている理事者職 員が、強いリーダーシップをとって南幌町を引っ張っていく、これが 必要なことだと思うんだよね。これに町民の理解している協働のまち づくり、これは今後の南幌町発展の基礎になると思う。ぜひ強いリー ダーシップをとっていただくことを町長にお願いして、再々質問いた したいと思います。また力強い町長の答弁をお願いいたします。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。 はい、川幡議員の再々質問にお答えをいたします。どちらにしても まちづくりというのは休むわけにはいきません。当然、今ある環境の 中で最大限発揮をするというのが一番でありますし、当然川幡議員以 前から町はいろいろやってるけどインパクトのあるやつがほとんどな いと。そういう厳しい御指摘もいただいてるのも事実であります。そ のことも含めてできるだけ独自色も出しながら、町全体で新しい計画 のもとに、計画をつくればいいっていうものじゃなくて、今からいろ んなものも取り入れていかなきゃならないと思っておりますし、先般、 東京のほうに行ってきたとき、やっぱりイメージっていうのはすごい インパクトがあるんです。南幌町は北海道のどこにありますというこ とから、話さなければならない。そんな現状でありますが、いろんな 映像、あるいはチラシ等々使ってようやく、東京の中でも南幌町が多 少、わかっていただけるような環境にはなってきていただいてます。 今がチャンスかなと。こういうふうに思っておりますんで。札幌含め て、やはり私どもが発信をしていかないとだめだと思っておりますの で、私を先頭にそのことをやりながら、そして全体を見据えて、将来 のまちづくりのために、庁舎内、職員、それから町民の皆さんと一緒

になって進めていかなければ、これはできないと思っておりますので。 そのことを踏まえながら、ぜひ若い世代が来ていただくように、ある いは子供さんが生まれるような、環境づくりは取り組んでいきたいと、 そういうふうに考えております。

議長

以上で、川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

次に、7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員

質問させていただきます。ビューローをより活用していただくため の方策は何か。ふるさと物産館ビューローは町の情報発信基地として、 また町の公共交通の要所として平成12年に建設され、町のシンボル 的存在として注目されてきました。これまで議会定例会の議員一般質 問や委員会において何度も論議され、その中で十分な有効活用がされ ていないと言う声が多く出され、さまざまな提案もありました。1階 部分の情報コーナーや2階部分の情報スペースでも本町を紹介する展 示物は、ほとんどありません。さらに2階部分のまちおこしスペース では十分な情報通信が利用できない状況であり、町の歴史、産業の紹 介やおすすめしたい観光コースなど、わかりやすい情報発信の機能が 必要だと思います。4階部分の提示ギャラリー、最上階展望台もアイ デア次第では十分な利活用が考えられると思います。「なんと!なんぽ ろ」等の知名度向上事業の効果で本町を訪れる方も今後ますますふえ ることが考えられます。より多くの方が、この施設を利用することで 本町の魅力を感じていただき、定住に繋げられる効果もあると思いま す。今後、施設活用の方策をどう考えているか伺います。

議 長 町 長 町長。

ビューローをより活用していただくための方策は何かの御質問にお 答えします。ふるさと物産館ビューローの利活用方策については、こ れまでも御意見や御質問をいただいておりますが、平成27年度の利 用実績では、2階と3階の会議室等で2,018人、1階のバス待合 所や情報コーナー、4階・5階の展望室等の一般来館者で6万150 人と、全体で6万2、168人の方に利用されています。平成11年 度に建設した、ふるさと物産館ビューローは、建設事業費の財源を道 補助金や地方債に求めている関係から、これまで施設利用方策などを 模索していく上で、施設本来の行政目的から逸脱しない範囲内で使用 方法の検討や改善に取り組んできましたが、思うような利用状況、有 効活用が図れていないと認識しています。来年3月には、地域総合整 備事業債の償還が終了することから、施設本来の目的である、観光、 物産等の情報提供の場、町のシンボル、町の駅といった機能を生かし つつ、町民を始め町外の方にも気軽に利用していただける施設となる よう、現在、関係課職員による検討会を設置し協議を行っており、年 度内を目途にその方向性を決定し、今後の利活用方策に取り組んでま いります。

議長

7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 (再質問)

ただいま御答弁いただきました、このビューローですね。できた経緯をいろんな方にお聞きして回りました。皆さんがこのビューローができた経緯っていうのは、この山のない平たんな町で、高いところか

ら広い田園風景を見渡せるような、そういう思いで、町の多目的シン ボルとして建設されたということをお聞きいたしました。住民としま しても、自慢できる建物だと思います。一際目立つ建物なので、町外 から訪れる方たちは立ち寄る方も多いと思います。今回、この再質問 で私は2つに分けてお聞きしたいことがあるんですけれども、最初に 今あるビューローの活用方策の考え方と、2番目には将来的なビュー ローの活用方策の考え方について町長にお伺いいたします。ただいま 検討会を設置し協議を行っているとのお話でございました。ぜひ、今 回の内容も、検討の中に入れていただきたいなと思います。昨年12 月の同僚議員の質問で、町長の答弁でですね、ビューローは情報発信 基地として機能を果たしている、そのようにおっしゃられました。1 階の情報コーナーは、本町をアピールする大事な場所だと思うんです ね。ですけれどもその求人、自衛隊の募集、広告、姉妹町の多良木町 の写真とか案内はありましたけれども、南幌町の観光の名所、また写 真とか、どこの情報コーナーなのかなっていう、南幌の情報コーナー っていう、そういう雰囲気ではありませんでした。いまその知名度高 揚事業で南幌の名前がいろんな所で浸透してきています。それによっ て南幌に来られる方たちにやっぱりより知ってもらえるような体制が 重要だと思うんですね。それで、ホームページに町の紹介ビデオが流 れてるんですけど、ビデオ放送とか、また「なんと!なんぽろ」でと てもいいテンポのすばらしい曲ができました。そのイメージソングを ビューローの1階で流したりとか、やはり南幌っていうことを、もっ とアピールできるようなことを考えたらどうかなと思います。例えば 南幌の自慢のできる田園風景とか夕日とか冬の本当に感動的なその樹 氷の風景などの写真を張り出すということも、一つの手ではないかな と思ってます。

もう一つ、1階の案内場にバスの待合場があるんですけれども、そ の入口の案内場に交流ホールと書かれているんですよね。それで、こ こはバスセンターの待合所なのか、その交流ホールとしてイベントな どで使ってもいいのか。どのように町民が活用をしていいのかってい うところも疑問でしたので、そこのところもちょっとお聞かせいただ きたいと思います。それと2階の情報フロアなんですけれども、あそ こはまちづくりのために町民が活用できる拠点として、つくられたと 思っております。また、それをさらに充実させていただきたいと思っ ています。インターネットは今のところは利用できないというような お話でしたけれども、インターネットを利用できる環境を整えること はもちろんなんですけれども、観光ボランティアを養成してこれから の南幌町の観光促進にここを中心に活動していくっていうことも、考 えてはどうかなと思っています。そして、今後の活用についてのこと なんですけれども、最初に事業債の償還が来年3月とありました。い ろんな所で、24年と聞いておりましたので、私の中ではちょっと2 4年までと、勘違いしておりました。ビューローをより活用していた だくためには、これまで多くの意見が、議員、また住民から出されま した。平成23年の先輩議員の一般質問でですね、これだけ立派な施 設、何に使われてるのかわからない。町の核であるビューローが、一 刻も早く町民が集う、また町外から来る、核の施設として有効活用さ れるべきだ、との訴えがありました。それに対して町長は平成24年 までは、建てたときの要領・規定・起債の償還等、問題があってそれ 以降については、指定管理を含め公募等をし、それ以降は検討し皆さ んと相談しながら進めていくと言われていました。そしてこの施設の 活用次第では、まちづくりにも大きくかかわってくる。もうそんなに 時間がないので、規定のくくりが外れた時にはきちっとした形の公募 ができるよう、それまで町内企業や団体が殺到してくるような、そう いう施設になってほしいと言われておりました。そしてまた、27年 のビューローに対する利活用に対する質問に対しては、町内団体が利 用しやすい幅広い団体へ情報発信をしていく、地域の方にお願いして いるが難しい、見きわめて活用したいと、御答弁されておりました。 確かに建設されてから、16年が過ぎて町も高齢化し、当初ビューロ ーを中心に描いてきた賑わいのまちづくりというのも、社会の変化に だんだん対応することも、必要かなと思っております。これまでビュ ーローをより活用するために町の関係機関では、どのような意見が出 されどのような働きかけをされたのか。また指定管理への考え方です が、今まで指定管理というお話をいろんなところでお聞きいたしまし たけどその考え方と、指定管理が、町外の公募指定管理も考えている のかどうか、それもお聞きいたします。

議 町 長 (再答弁) 町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。ビューローを建ててもう 十数年、16年経ってるんですが、いろいろ使い道のほうで過去にも いろんな議員から言われて、その都度どういう使い方によっては問題 ないかということで、関係機関に問い合わせをしながら返還のならな いような対策をとりながら、今まで進めてきたところでありまして、 24年にその中でも、そういう部分で得られた情報の中で発信したと 思いますが、担当者等々変わるとなかなかきちっと終わるまではだめ だよと、言う分野が出てきたりして、非常に目的に沿う形で使うのは 問題ないけども、目的外に使うのはやはりきちっと終わらないと、最 終的にはだめだという確認をさせていただきましたので、今その作業 を進めさせていただいてるところでございます。情報発信コーナー、 全然ないじゃないかというお話もいただいて、当然私どもも見ながら 今やってるとこでありますが、今あいくる、ぽろろが、入ったところ を皆さん見ていただいてると思うんですが、facebookの、ちょ っと遅れてはいるんですが、映像も流していると。あれを何とか、ビ ューローのテレビの中に反映できないかというふうにやっているんで すが、なかなか技術的にも非常に難しい。できるだけお金かけないで やろうと思ってるから余計なんでしょうけども、そんなことで常にう ちの町の様子がそういうとこで出ていていただくのが、瞬時に f a c e b o o k に出ていますので、その映像を何とかできないかというこ とで職員にちょっと検討させていただいてるんですが、あいくると、 ぽろろはすぐできたんですが、なかなかそれがちょっと難しそうであ

ります。そんなことも含めて難しいんだけども、私は、あるテレビで すから、何とか使えないかということで今、職員にまた再度お願いし て何かいい方法ないかということでさせていただいてるところであり ます。どちらにしても、先ほど佐藤議員からお話のありましたとおり、 指定管理するにしても何にしてもきちっとやっぱりやっていかなけれ ば、もう後戻りできないと私は思っております。もう規制も来年度で 外れますので。外れてからどうのこうのっていうことじゃなくて、今 から検討していただいて、どういう指定管理がいいのか、どういう性 質の方々が入っていただくのがいいのか、職種などいろいろあろうと 思います。それらを含めて、今、観光協会で売店等々をやっていただ いておりますから、そのことが影響のないような、指定管理で入って いただいたばっかりに、あるものがでなきゃならないということには 私はならないと思ってますので、それらを含めて検討材料にさせてい ただいているところでありますので、今後も厳しい制約は多分なくな るんで、ある程度町主導の考え方の中で、ビューローとして存続をし ていけると思っておりますんで、その中でどういうのがいいのかとい うことも、今、検討段階に入っておりますので、以前からありました、 指定管理するべきでないかという声もありますが、問題は使い方によ ってどのことまでは許される範囲なのか、そのことも十分考えて、指 定管理に下ろさないと占有権で使えなくなって、町民があまり使えな くなっても困りますので、本当にいろんなことを想定しながら、それ でもなおかつ大丈夫だよという使い方をしていただける、私どものち ゃんとした形を作っていかないと、ただいいよって話にはならないと 思いますんで、できるだけ町民やら、特に町外から来ていただいて上 に登っていただいて、これが南幌町と言える風景もありますんで、そ の活用も含めてしたいと思っておりますんで、検討材料と言うとまた 何もしてないと言われますけれども、そういうことも踏まえて、時間 はちょっとかかってるんですが、そういうことがあるからかかるんで、 やってからまた違いましたという話になりませんので、そのことも十 分踏まえて、利活用の方法を探ってまいりたいなというふうに思って おります。

議 長 佐藤議員 (再々質問) 7番 佐藤 妙子議員。

今のテレビ映像ですけれども、ぜひやっていただきたいなと思っております、期待をしております。それでですね、今、町長のほうからお話があったんですけれども、できないところはやっぱりできないし、難しいと思います。ですけれどもできるところから、できるところはやっていただきたい。今回どら焼きですね、キャベッチくんの付いたどら焼き。ちょっと感動したんですけれども、あのどら焼き5個をポンと置くのではなくて、1個と飲み物とセットで300円で置いたらどうでしょうっていうそういう発想で今回置いて、それが結構好評なようです。ですから、ちょっとしたそういう工夫で、いろんな広がりがあるんだなと感じました。それで観光協会さんとしても、町としても一生懸命にされてはいるんですけれども、今までの議会の提案とか話の中では、これまで私が議員になってからこの5年間ビューローの

施設に対して、ビューローを道の駅とするのは難しい、またバスターミナルでも観光協会では扱わないガムやチョコレートの販売はできない、エレベーターや展望台のイルミネーションは節減で厳しい、その中でプロジェクトチームをつくる、意見交換会をする、検討委員会を設けるとお聞きしておりましたが、残念ながら今までは思うような進展はなかったように思います。しかしながらですね、ただいまの町長の今のお話をお聞きして意気込みは感じ取れましたし、先ほどの御答弁の中でも、今がチャンスということで、町長は話しておられました。ぜひ、私も町民代表の立場としてですね、一緒に働かさせていただきたいと思いますので、ぜひ第6期総合計画の中で、まず最初に御検討いただきたいなと思っております。

議長

ここで11時5分まで休憩をしたいと思います。

(本間議員着席)

(午前10時55分) (午前11時 5分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

佐藤 妙子議員の質問を続けます。

佐藤議員

2問目に移ります。ピロリ菌除菌による胃がん対策について。胃がんの大半はピロリ菌による感染が原因で、ピロリ菌を発見した時点で除菌することで胃がんになる確率は大幅に減り、早期発見にも繋がると言われています。平成25年第2回議会定例会での私の一般質問の胃がん予防についてピロリ菌感染検査の導入の必要性を訴えました。平成26年4月より町立南幌病院ではちょこっと検診項目にピロリ菌検診を導入いたしましたが、検診人数は平成26年は16人、平成27年では12人と住民の中に浸透しきれていない状況です。そこで町長に3点伺います。

- 1、より多くの方に検診していただき、少しでもがんのリスクを抑えられるよう、特定健診やがん検診と同時にピロリ菌感染検査を実施できないか。
- 2、ピロリ菌感染検査の促進方法としてがん検診の項目に40歳以上の無料クーポン券の配布、または検査費用の一部公費負担はできないか。
- 3、早期発見のためにも、中学生を対象にピロリ菌検査を行う考え はないか。

議 町 長 町長。

ピロリ菌除菌による胃がん対策についての御質問にお答えします。 厚生労働省のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針が 平成28年2月に改正され、胃がんの発症には、食生活、喫煙、ピロ リ菌感染が関与しており、予防においては、食生活の改善、禁煙、ピロリ菌の除菌などの一次予防と二次予防である健診とが共に重要な役割を担うとされ、胃がんとピロリ菌感染の関係性を示し、健康教育の内容に加えたところです。

1点目の御質問については、検診委託機関との調整を図り、本年度 から一部の検診機関を除き、希望により受診が可能となり、受診者に 周知を始めているところです。

2点目の御質問については、町の胃がん検診は厚生労働省の指針に基づき、問診と対象年齢に応じてバリウム検査もしくは胃カメラ検査を実施しています。今年度より、がんの早期発見を強化するために自己負担額の見直しや該当者への受診券の送付を行い、検診及び受診の必要性を周知しているところです。今後においては、胃がんの予防に対する正しい知識の普及とピロリ菌検査の実施体制の整備を行った上で、費用の一部公費負担については、検討してまいります。

3点目の御質問については、北海道が平成28年2月に行った道内市町村に対する中学生での実施調査では、全道の1割弱の17市町であり、その大半が平成26年度以降に始めたものです。本町としては、検査のみの実施ではなく、検査結果によっては除菌治療までの一連の行為を考えるとき、中学生で実施することが適当であるかどうかの科学的根拠に基づく判断が必要と思われます。今後については、先進地等の状況や調査研究結果を把握しながら検討していきたいと考えております。

議 長 佐藤議員 (再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

再質問させていただきます。この1番目の質問なんですけれども、 回答に希望により受診が可能、ということでありました。私も国保な んですが、特定健診の申込書が来たときに、私のところにはそういう ちょっと告知、周知が来ていなかったように見受けられるんですけれ ども、これは特定健診と一緒に受診できるということでよろしいのか どうか、それも聞き足します。

現在、町立病院でもピロリ菌の感染検査ができるようになりました。 胃がん対策に大きく弾みをつけることができたと喜んでおりますけれ ども、この利用者の数字を見てみると、なかなか浸透しきれていない ように思われます。このちょこっと健診ですね、町立病院の待合室の 奥のほうの掲示板に、ちょこっと健診の中の最後の項目にそれこそち ょこっとしか案内がありませんでした。実に本当にもったいないなと 思いました。もっと広く堂々と南幌でもピロリ菌検査を実施している ことをもっと知らせていただきたいと思います。毎年送付される特定 健診の案内に、そのピロリ菌検査の申し込みも一緒にできることで、 また、よりがん対策の効果は高まると思っております。本町の特定健 診は50代・60代・70代と、特にピロリ菌検査を受けるべき年代 の人たちが多く、特定健診を受診しているところからも、一緒にでき るのはとても効果的だと思うんですよね。これは、このがん検診では なく、胃がんにかかるリスクを調べる検査でございますので、まず自 分の体の状態を知ることで、胃がん対策の大きな前進につながると思 います。本町でもがんにかかる人やがんでの死亡率は年々増加してい くことが考えられます。しかしピロリ菌の早期発見、早期治療で、ま ず自分がどのくらいがんになるんだというリスクを知ることができる わけです。国としては定期的ながん検診を勧めていますけれども、ど うしてもそのバリウムだとかカメラというのは体に負担がかかり、特 に高齢者の方はそうなんですけれども、敬遠されがちになります。そ

れで、まず負担の少ないピロリ菌感染を検査してもらって、どのくらいリスクがあるのかっていうことを特定健診とともにできることが、大事だと思いますね。それで、先ほど言ったように、そういうことが特定健診の中に詳しく書かれているっていうことであれば、それはそれで問題はないと思うんですけれども、ぜひ一緒に健診できるようなそんな方向性でやってもらいたいなと思います。

2番目、ピロリ菌が見つかった人の除菌費用は今は保険が適用になりました。先ほど言われておりますように、まず菌を持っているかどうか見つけることが大事なわけです。その感染の促進方法として、そういう感染検査の無料クーポン券や、一部公的負担で、早期発見治療につなげられ将来的にがんを抑制するっていう、治療費削減につながると考えられます。これも検討とございましたけれども、町長は医療費削減のために、また町民の健康のために助成する、または補助するというその考えをいかがお考えか、それもお聞きしたいと思います。

3番目の中学生のピロリ菌検査なんですけれども、ピロリ菌の感染 率の目安としては、十代が10%から20%で、30代は30%、4 0代では40%、50代では50%ということで、だんだん高くなり まして中学生ではその5%程度っていうことなんですね。ですけれど も、国立がんセンターの調査では、15歳以下の胃がんは存在しない と言われております。この中学生の段階で除菌すれば、将来胃がんに なることを防げれるということを訴えております。本当に若いうちに ピロリ菌を除菌するとがん予防が高いのですが、ただ除菌治療薬とい うのは成人向けしかなくて、服用するにはある程度体が大きくならな いとだめであって、幼児、小学生では体格がまだ満たされてないって ことで、適用にならないということなんですね。高校生とかになると また遠方に出てしまったり、就学旅行等とかで、なかなか厳しくなる ということもあり、一番中学生でもいいのではないかと。今回、由仁 町でも中学生の助成をされています。本当にまた室蘭市でもことしか らですね、口で検査する呼気検査と除菌検査まですべてその市で無料 になりました。助成することになりました。その室蘭医師会の理事を 努める野尻理事長っていう方は、中学校の段階でピロリ菌がなくなれ ば、その子たちが大きくなって結婚し子供が生まれても感染を防ぐこ とができる、中学校の検査で陽性が出れば、親、祖父母も感染が考え られるので、一緒に感染治療してほしいと言われております。中学生 がピロリ菌に意識を持つということは、家族全体が話し合うきっかけ にもなりますし、がん教育の一環にもなるのだと、そのように思いま す。そういう部分で、ぜひ検討いただきたいと思いますけれども、先 進地等の状況と、私自身も勉強しに行きたいと思いますので、ぜひ前 向きな検討いただきたいと思います。そういう部分で、町長にお伺い いたします。

議長町長。

町 長 前半部分については、課長のほうから答弁いたします。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは御質問にお答えをいたします。まず1点目の特定健診、が

ん検診、特定健診はどうなるかということでございますけども、本年度からこの特定健診においても希望者が申し出ればですね、健診ができると。いま、特定健診5つの検診機関がございます。で、その中で一部、1カ所だけの医療機関が今回検査については難しいということでございまして、4つの医療機関からは検査ができるということで、これについても私どものほうからは特定健診、がん検診を受ける皆さま方には周知をさせていただいているところでございます。

それと2点目の、ピロリ菌検査だけがどうかという御質問でございますけども、国のほうもですね、一次予防、先ほど町長が答弁しましたように、食生活の改善、禁煙、それと今回のピロリ菌検査、この一次予防と二次予防の健診ですね、これがともに行わなければ、なかなかピロリ菌検査だけをやれば十分なのかということでは、今のところ、国のほうもそういう見解でございます。ですから私どもは、やはり町民のほうには、正しいピロリ菌検査の情報とあわせて、健診を受けていただくように、現在周知をしているところでございます。以上です。町長。

議 長 町 長 (再答弁)

佐藤議員の再質問にお答えをいたしますが、内容的には、課長が申し上げたとおりでありますけれども、やはり指針がありますんで、それに沿いながらやっていかなければなりませんし、今町立病院では胃カメラも十分、私も受けておりますが宣伝していただきたい。苦痛なく喉からでなくとも鼻からでもやれますので、検査を受けるといろんなことがわかりますんで、そちらも広めていただければありがたいなというふうに思っております。それから、確かにがんになると医療費が相当かさみますので、できるだけ健診を受けていただくというのが大前提かと思います。それが抑制することによって、そういうような費用も収まるだろうというふうに思ってますんで、健診はやはり各自の思いあるかと思いますが、やはり受けてそれから食生活も改善していくのが大事ではないかなというふうに思っております。

3点目の中学生のはどうなんだと。まだいろんなとこで、やっているところでありますけれども、まだ本当の安全性等々、確認されておりません。先ほど議員もおっしゃったように、小さいお子さんについてはまだまだそこまでいっていない、中学生というまだ発達途上であります。ですから、私は、安全性が確認されればいいんでしょうけども、いろんな方の情報によると、やっぱりおかしいという部分もありますんで、まだそこまでする必要はないと、安全性の確保も大事だと私は思っておりますんで、それらを見きわめながら、進めていきたいなと、やはり大事な子供さんたちです。ピロリ菌も確かにそうでありますけれども、その前に大きな影響があるようなことは、町としても考えていかなければなりませんので、その辺の状況調査もさせていただきながら、将来に向けて、そういうことが出てこえば、町としても考えていかなきゃならないなと、そのように考えております。

議 長 7番 佐藤 妙子議員。

佐藤議員 (再々質問)

ただいま御説明いただきました。我が家に帰ってしっかり再度読ま せていただきたいと思います。今、町長のほうからお話がありました。 やはりピロリ菌検査の考え方もさまざまあろうかと思います。ピロリ 菌検査の、除菌により胃がんの発生率が3分の1に抑制されたという、 そういうデータもございます。いいものはいいとして、ぜひ考えてい ただきたいなと思いますけれども、この40歳、最初は公費負担は4 0歳からっていう話がありましたけれども、やはり40歳からが一番 がんの発生率が多くなるっていう状況で、意外と他市町村も40歳か らという、そういうところも多いようでございます。毎年やるってい うのも大変なんですけれども、5歳刻みでやるっていうところもあり ますので、いろんな形の中で検討していただければ嬉しいかなと思っ ております。また中学生ですけども、今おっしゃったように、未来あ るお子さんたちでございます。今町長が言われたように、その思いを また、子育てに力を入れている町だからこそ、その健康を含めたがん 対策をしっかりされていっていただきたいなと思います。南幌町では 感染検査、1回1,500円から3,000円以内でできるそうでご ざいますけれども、我が町にある町立病院ですね、本当に今後町立病 院の中でも、胃がん対策、ピロリ菌対策もそうなんですけども、そう いうがん対策にしっかり力を入れていっていただけるように、町立病 院の中でも、広めているとは思うんですけれども、さらに、うちの町 は特に保健福祉課は、万全にやっていただいてるんですけども、うち の町立病院ではこうですよって、がん対策にすごく力を入れてますよ っていう、そういうアピールできるような町立病院になってほしいな っていう思いがあるんですか。そこのところ町長どのようにお考えで すか。

議 長町 長 (再々質問)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えいたします。まずは、町民の方々が健診を受診していただくっていうのが一番だろうと思います。それで病院のチラシも含めて、そういうのが大事になってくるのかなと。やはり、個々が自覚を持ってまず健診を受診していただくというのが、大事ではないかなというふうに思っております。町立病院、今新しい体制になって、2カ月ちょっと過ぎたところであります。その中でも、健診が大事だということを院長もしておりますんで、それもできる限り、体制がきちっとなればアピールができるんではないかなというふうに思ってますが、どちらしてもできるような体制づくりも、先生方の理解をいただいてやらなければなりませんので、そのことはさせていただこうかなと、そんなふうに思ってます。

議長

以上で佐藤妙子議員の一般質問を終わります。

次に9番 石川 康弘議員。

石川議員

本日は町長に2間、質問させていただきます。

まず1問目、景観を向上させ、魅力あるまちづくりをということでお伺いいたします。この町に住む人はもちろん、訪れる人にとっても、好印象を抱かせるのは町の景観であります。すばらしい建物だとか夕日がきれいなどと言っても、そこをつなぐ道路が汚ければイメージは

壊れてしまいます。幸い本町は冬の除雪は近隣に比べ道路も広く除雪され、きれいに行われ、夏場の町道は草刈りが年2回行われ交通安全対策はもちろんのこと景観を維持しています。しかし、多くの人たちが通る主要道路の国道・道道は年1回しか草刈りが行われていないので、秋には大きな草が生い茂り、また歩道にも草が生え景観を損ねているのが現状です。市街地の沿道には花が植えられ、行政区・町内会では空き缶拾いや清掃活動も行われています。また、農村地域ではひまわりやキカラシなどの景観向上作物を栽培したり、花壇整備をするなど地域を挙げて環境整備に努力しています。よって、せめて主要道路の雑草対策はできないものでしょうか。幾らか町費を充ててでも景観整備に取り組むべきではないかと思いますがお考えを伺います。

次に、本町はまだ少ないほうかもしれませんが、市街地には放置されたままの空き家が何件か見受けられます。これから高齢化や過疎化が進めば、空き家がさらにふえることが懸念され、劣化が進めば近隣住民の迷惑にもなり、景観や防災、衛生環境にも悪影響を及ぼすことにもなります。それらの問題が起こらないうちに、いわゆる特定空き家に対する具体的な措置を講ずるべきではないでしょうか。空き家等対策に関する特別措置法が昨年2月に施行されており、個々の自治体では条例制定への取り組みが行われていますが、本町でも今から検討する必要があると思います。景観をはじめ生活環境がよくなれば、郷土愛が生まれこの町を誇りに思えるようになるでしょうし、そんな町に住んでみたいと思う人がふえれば人口減少問題もなくなると思いますが、どうお考えか伺います。

議 長 町 長 町長。

景観を向上させ魅力あるまちづくりを、の御質問にお答えします。

最初の主要道路の雑草対策についてですが、国道、道道、町道の維持管理は、それぞれの道路管理者が行っています。町道の草刈りは年2回、重要な路線については、状況に応じて3回以上行っています。国道と道道に関しては、道路維持管理計画が策定されており、管理基準に基づき実施されています。草刈りについては、回数などの数値的基準はありませんが、安全の確保、視認性の確保が基準とされています。町費を充てでも景観整備に取り組むべきではないかとのことですが、町が国道・道道の草刈りを行う場合は、経費や作業の安全上の問題があり困難であると考えています。これまでも町に草刈りなどの要望があった場合は、その都度状況を確認し、道路管理者へ対応をお願いしていますが、実施については道路管理者の判断によります。草刈り等の維持管理は、道路管理者が行うものであることから、今後もそれぞれの道路管理者へ要請を行ってまいります。

次に、空き家対策に関しましての御質問にお答えします。本町におきましても、市街地のみならず農村地区でも空き家かと思われる建物も存在しています。昨年2月に施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、景観、防災、衛生などにわたる課題に対処するため関係課と連携を図り、今年1月までに概ね年をとおして居住されていないと思われる建物の調査を実施しています。調査の結果では

市街地区37件、農家地区53件、併せて90件が確認されました。 調査は目視によるものでありましたが、法で定める特定空き家等に該 当する建物は少ないと判断しています。しかし、市街地内では、特定 空き家等に近い建物が存在することから、該当建物の所有者などへ事 情確認、改善指導、履行されない場合に飛散防止等の安全代行措置も 町が講じているところです。また、条例の制定に関しましては、法が 施行されたことにより考えておりません。なお、町の住宅リフォーム 事業は住宅の解体も対象にしております。今後は、景観や防災、衛生 環境に悪影響を及ぼす様な特定空き家等の見きわめを進め、関係機関 連携のもと対処してまいります。

議 長石川議員 (再質問)

9番 石川 康弘議員。

今答弁いただきました。まず主要道路の雑草対策についてですけど も、私としては国道・道道、全線を2回草刈りしてほしいとは申し上 げておりません。ただ、歩道の縁石の雑草やまた、道路の路肩のイタ ドリなどを代表とする大きな雑草だけでも、処理ができないものなの かというふうな話であります。歩道の雑草が繁茂している光景を見る と、いかにも、過疎でさびれたような町を連想させるからであります。 住民それぞれが美しい町づくりに取り組んでいる時に、ここは国道だ から、ここは道道だからということで、町では草刈りができないと。 我慢してくれというのでは住民の努力は反映されないんじゃないかな という感じもいたします。主要道路沿線の住民の中には、自主的に沿 道の草刈りをしたり、花を植えたりしてる人もいます。そんなささや かな光景を見ることで、心が豊かになったり、犯罪のない安心して暮 らせるような町がつくられていくのかなというふうに思います。例え ば歩道縁石の除草作業は、刈り刃をチップソウからナイロンコードカ ッターに取りかえ、刈り払い機で行えば、石の飛散や操作ミスによる 怪我も防げると思います。また作業員等交通整理員数名で主要道路の 転々とした歩道の雑草の箇所を回るだけでも、高額な費用にはならな いのではないかというふうにも思ったりしているところです。そのあ たりはどうお考えかお伺いいたします。ところで、15線道路の広幌 橋から南幌工業団地周辺は、歩道が草で歩行者の邪魔になり、路肩は イタドリなどの大きな草が生い茂っております。確かに防雪柵やガー ドレールなどがあるので、草刈りをするには障害になるかとは思って、 それはわかります。しかし工業団地を販売するのであれば、周辺の環 境整備をしないと、企業への販売というのはなかなか進まないのでは ないかというふうにも思います。13号の晩翠工業団地にしても、同 様の状況かと思います。工業団地の入り口がそのような状況では、な かなか進出しようとする企業もためらうかもしれません。1件でも多 く販売につなげるためにも、町独自で草刈りをする。そんな配慮があ ってもよいのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。 もしよその工業団地でも草なんて刈ってないよというならば、うちの 町こそきれいにすることで、成約につながる可能性もあるかなという ふうに思います。この不況の中で、いかにして販売をしていくかを考 えた時、企業誘致はもちろん、住宅団地販売においても、町全体の景

観や周辺環境だって入居する人には判断材料になるのではないかと思いますが、そこをどう考えているのか伺います。

次に、特定空き家対策ですけども、このことにつきましては、先だ って新聞でも掲載されていましたが、道は本年度から空き家対策を進 めるモデル市町村を指定して、専門家を派遣する取り組みも始めると いうふうなことで、報じておりました。そういったことも含めまして、 うちのまちでもぜひ進めるべきかなというふうに思いますけれど、町 としてはそれなりに対応されているというようなことでありますが、 ただ、この法律ですか、特措法に関してみますと、そういった具体的 なことを進める上で、市町村は空き家等の対策計画の作成及び変更並 びに実施に関する協議を行うための協議会を設置することができると いうふうな形で言われています。実際、空き家に対して、その対処と して、一方的な形ではなく、第三者機関というふうな形での設置をす ることによって、万が一の場合にはスムーズに働くというふうなこと で言われているんですけども、町が条例は制定しないにしても、法に 基づいて進めていくというならば、そういった協議会という設置につ いては、どうお考えなのか。第三者機関という形での捉え方をどうい うふうに思われているのか。さらに、相談体制の整備が必要だという ふうな形でも言われていますけども、それについてはどうお考えなの か、それをお伺いいたします。

議 長 町 長 (再答弁)

町長。

石川議員の再質問にお答えいたします。まず、思いはわかります。 ただ国道・道道との交通量が町道とは全然違いますから。これは安全 対策等々やらなければ、ただ、草刈り機持ってやればいいってものじ やないんで、車もとめなければなりませんし、当然そういう人員配置 をしなければならないし。道路管理は先ほど申し上げたように、道道・ 国道それぞれ、巡回して回って安全性の確認をしてだめなところから 早目にやっていただいておりますんで、私どもはそれを通じながら、 できるだけ早くお願いしますという情報提供させていただいて、共に そういう部分の発見をして、大きな交通事故にならないようにという ことで、それぞれの管理者がやることになっております。ただ、一部 交わるところは、町が率先して先にやってる場合もあると思いますが、 そんなことを御理解いただきたい。あくまでも交通安全上、どうだろ うかっていうことで、巡回して目視をいただいて、実際に道路管理者 が立っていただいたりして、確認をしておりますんで。確かに、石川 議員が言うように工業団地にところが遅くてぼうぼうだよということ はわかりますけれども、それを町がやるっていうことなると相当な費 用、人員、それが必要ということが考えられますんで、今のところち ょっとそこまでは、私どもは考えていなくて、住民からの強い要請が あった、そういうことを道路管理者にお願いして少しでも早く処理を していただくというふうに考えております。

それから、空き家対策に関してのお話でありますが、今のところ大きな、うちには該当する物件がほとんどない。特措法にある、まがいのが1点あるということでありますから、条例はまた別な角度、国の

ほうで網羅されておりますから、それ以外の条例をつくると町で独自で罰則規定とかそういうことも含めてやらざるを得ないということでありますんで、国の法律に基づいていか悪いかということで、当該地主というか、所有者にお話をして撤去していただく、粘り強くこれはやっていかざるを得ない。やはり我々は、古い廃屋と言っても、本人にとっては財産でありますから、その辺を上手に話していかさけば、何でも行政がこうであるからってぼんとやればいいっていり間ではないと私は思っております。やっぱり、そういうコミュンをとりながら、理解をいただくということが大事ではないと、当までというからに思っております。そんなことも含めながら、ただあの、町ととなったで空き家対策を考える必要は、まだ今のところはないと、モンシふうに思っております。そんなことも含めながら、ただあの、町としてはそういうのがいっぱい目立って、町が先に代替措置するようなはないように、事前にお話しをさせていただきたいなというふうに思っております。

議 長 石川議員 (再々質問) 9番 石川 康弘議員。

道路除草状況については、相手があっての話であるというようなことでありましたけども、ただ現実にその工業団地のそういった状況も、やはり見るに余るような状況もあるわけでして、そういった面では、確かにお金もかかるかかるのも事実でしょうが、少しでも草を抑えるぐらいなことのなにか措置もしていただいたほうがよろしいんじゃないかなと、あえて思うところであります。ただ、今町長おっしゃってましたけれども、住民から要請があればというふうな話ですけども、そういった工業団地の話についても、企業側からもし要請があるならば、動くというふうな話になるんでしょうか。本来でしたらそういったものが出る前に、町が対応するのが本来じゃないかなというような感じもするんですけども、そのあたり再度、お伺いしたいなと思います。

それと空き家に関してですけども、あくまで今のところうちの町にはないという話でしたけども、さっき言いました、そういう協議会設置だとかそういった対応については、物件が出た段階で即設置するだとか、そういう第三者機関に対しての体制をとるというふうな形になるんでしょうか。もうちょっと、後手後手にならないうちに対応する必要もあるんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりもお伺いいたします。

議 長 町 長 町長。

空き家の関係については、職員のほうからちょっとございます。 都市整備課長。

議 長 都市整備課長

ただいま御質問ありました、空き家対策特措法に関して協議会の設定などについていかがか、についてお答えいたします。質問の中にございました、市町村計画、または協議会、第三者機関ですね、を設定するというようなことが、今回の法律の中に盛り込まれています。それぞれ、大きな役割があるんですけども、市町村計画につきましては、将来に渡って空き家をどういうふうな方向性で、解消していくのかと

いったようなこと。または、空き家がそういった場合の対応の方策を 期間を定めて対応する方策を計画として立てるんだといったようなこ とが計画ということで位置づけられています。それと、協議会につき ましては、議員おっしゃるとおりに第三者機関でございまして、これ らは機関の例としましては地元の行政区の関係者の、町の方ですとか、 景観等に配慮されるそういう職種でいらっしゃる住民の方ですとか、 そういったような方がお入りになりまして、空き家のあるないという ような判定、もしくは空き家の程度及びその空き家に対して、どう施 しを進めていくのかといったようなことを、協議会の中で揉んでいく んだといったようなことで定義をされているようでございます。先ほ ど町長申し上げましたとおりに、関係各課集まりまして、ことしの春 までにですね、調査を一旦外観目視ではございますけれども調べたと ころでは、ほとんど特定空家に該当されるような、建物、もしくは敷 地の管理の程度ですね、には至ってるところは、ほとんどないという ことで、市街地の中には、皆さんも御承知かもしれませんけども、ご ざいます。そこらについては、個別に関係各課と連携しながら、所有 者の方、相続ですとかいろいろそういう立場がありますけれども、相 続されていると思われる方に、そういう対応の折衝を行って、できな い部分については、今現在あるような保証を町のほうで今進めている といったようなことで、ますます進行するような状態であれば、所有 者に対して指導を行っていくと、いったようなことになるかと思いま す。そのほかの建物についてもだんだん特定空き家に近い状態になっ てくる状態であれば、それぞれの対応ということで、現在のところ進 めていかなければならないなということで考えておりまして、法で定 めておられますいろいろ方策については、今後の状況を見ながらです ね、計画及び協議会などを検討していくことも必要かと考えておりま すので、それらは近隣市町の動向などもですね、勉強させていただき まして、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でご ざいます。

議 長 町 長 (再々答弁) 町長。

石川議員の再々質問にお答えいたします。道路については先ほど、申し上げたとおり管理者に粘り強く町民の声をもとに、やっぱり景観上も配慮していただくような、お話をさしていただいて、できるだけ早く処理をしていただくと。これは、これからも続けていきたいというふうに思っております。町がかわってやるということは考えておりません。それから、空き家対策については今、関係各課ともども課長が申し上げたように、それぞれ対策を事前にもう進めておりますので、今のところ協議会等々は必要ないのかなと、そういうのがどうしても必要なことが出てこれば、それは設置をしてやらなきゃなりませんけども、まだそこまで至ってないんで、その辺は周辺市町村、あるいは国の動向を見ながら、考えていきたいというふうに考えております。

石川議員

では、2問目に移ります。次期町長選挙に向けてということでお伺いさせていただきます。町長は就任以来、リゾート問題を始め町村合併問題、財政問題など本町の将来を左右する大問題に遭遇し、ある一

定の解決を見ることができたことは評価に値するものがあると思います。しかし、本町の人口減少は予想を上回り、かつて札幌のベットタウンとして1万人にまで伸びたものの、今では毎年100人規模で減少しており、国立社会保障人口問題研究所による予測では2040年には5,000人台にまで減少するとされています。また、高齢化に伴いさらに重要となる町立病院は、紆余曲折をたどりながら江別市の協力を得て医療業務は継続していますが、経営事態を見ると一向に赤字が減る様相はなく将来に不安を残していますが、何か方策はあるのか伺います。そんな中、来年1月に期限切れとなる町長は今後の進退をどのようにお考えなのか伺います。

議 長 町 長

町長。

次期町長選挙に向けての御質問にお答えします。人口減少を重点的に取り組むため、本年3月に南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、本年度から実施しています、子育て世代住宅建築助成事業を始めとした移住定住施策、小学校卒業までの医療費全額助成などの取り組みを着実に進め、本町の人口減少を抑制してまいりたいと思います。また、第6期総合計画の策定にあたり、町民各般、各層から広く御意見を伺い、今後の重点施策として位置づけてまいります。

次に、町立病院につきましては、本年4月より、江別市立病院の支援を受け、総合内科医2名体制のもとに身近なかかりつけ医を基本に、総合的診療を行っています。入院患者の増加など、すぐに効果が見込めるものではなく厳しい状況にありますが、検診業務など予防医療の強化を図りつつ、引き続き経営改善に取り組み、持続可能な病院経営に努めてまいります。

最後に、平成17年1月に町長に就任以来、3期12年、今任期は残り7ヶ月となりました。この間、議員各位並びに町民皆様の温かい御支援と御理解を賜り、次世代につながる夢のある故郷づくりの実現に向けて邁進してきたところです。しかしながら、本町は変革期を迎え、きわめて重要な時期にあり、解決を図らなければならない課題も残されています。また、私の後援会拡大役員会でも、課題解決に向け強く出馬の要請を受けていることから、町民皆様の御理解が得られれば、引き続き、町政を担わせていただきたいと考えております。

議 長 石川議員 (再質問)

9番 石川 康弘議員。

答弁いただきました。別にここでこの問題につきまして、私は議論するつもりはありません。ただ、このような大きな課題がある中で、町長はどのように、これから対処するお気持ちなのかを聞きたかったところであります。確かにこの問題は、なかなか解決できない大きな問題であります。人口減少問題につきましては、先ほど同僚議員からも、指摘や提案がありましたけども、今年度から子育て世帯住宅助成事業を行っているので、私としても期待したいところでありますが、資金や担保能力の条件でできる人は限られてくると思います。住宅建設ができなくても、この町に移住したいと、移住する人を促すとするならば、例えば町内の民間アパートの家賃助成、ただし期限つきかも

しれませんけども、をするなど移住したくなるような、そういう政策 が必要かなというふうに思います。また、町に活力を与えるべきでは ないかと思います。残念ながら本町の、商店街は全体的に活気がない のが現状で、それは江別や北広島に気軽に行けることから、地元での 消費金額が低迷していることが要因であります。しかし、この町には 見方によって近隣市町にはない魅力があると思います。リバーサイド 公園、なんぽろ温泉、きれいな夕日、豊かな自然と主要都市の近郊で あるということ、などの情報をおおいにアピールし、町外からの交流 人口を今以上にふやせば、活気が生まれてくると思うのです。通過す るのではなく、いかに足をとどめさせるかが課題ですが、それは道の 駅の設置や、まちの駅などの充実もありましょうが、それによる経済 効果とあわせて、移住定住につながる可能性もあると思います。さら に、受け入れる立場として、施設整備や接遇マナーをしっかり整えて おかなければならないことは確かです。とにかく、夢のない魅力もな い町には誰も期待しません。誰も移り住もうとは思わないものです。 町長は、町のトップセールスマンとして先頭に立って、今以上に町を 売り込んでいただきたいと思います。

次に病院経営ですけども病院経営を立て直していくには並大抵のこ とではないことは承知しています。いかにして、信頼される医師がい て、経営できるかが重要であり、それにより患者が町立病院の医師は いいよと、ほかの人に口コミで広がれば、次第に患者はふえていくん じゃないかなと思います。診療科目においても、内科そして眼科以外 にも、現在月2回ペースで整形外科診療も行っているようですけども、 江別市立病院とうまく連携をとって、利便性を高めていってほしいと 思います。ただ入院患者が少ないことによる、収益の減少が悩みの種 ではあります。高齢化が進む時代にあって、病院の存在は、まさに重 要であります。2017年、療養病床を廃止などと厚労省では言われ ていますけども、ならば場合によっては、療養型病床をサ公住、サー ビス付き高齢者住宅に転換するといった大胆な改革も視野に入れて、 病院改革に取り組んでほしいとも思います。町長は堅実な性格の方だ から、これまで財政健全化をはじめとする行政改革が実行できました が、しかし、時には将来を見据えた大胆な政策をとってもよいのでは ないかと思います。先ほどから各議員から出されている意見は、今、 審議している第6期総合計画に向けた思いであり、どうやってこの町 を発展させていくかということを真剣に思っての意見であります。私 もそんな意味を込めて述べさしていただいていますけども、この総合 計画を始め、引き続き町政を担わせていただきたいと町長はおっしゃ いましたけれども、町長はどのような気持ちで取り組まれようとして いるのか。次期に向けての意気込みについてお聞かせいただきたいと 思います。

議 町 長 (再答弁) 町長。

石川議員の再質問にお答えをいたします。人口が減少してるという 大きな課題もございます。しかし、うちには財産がございます。それ をどう活用できるかということであります。先輩たちがつくっていた だいた、住宅団地、工業団地、可能性が私はあると思っています。で すからそれらの活用を当然していかなければなりませんし、また、そ れが活用されなければ、町の発展もなくなってくるだろうというふう に私は考えてます。ですから、確かに即、今日言って明日すぐ答えが 出るものでございません。これは粘り強くやっていかなければなりま せん。新年度から子育て世代を対象にした住宅建築助成、あるいは医 療費小学生まで無料化、相当お金をつぎ込んでいくわけであります。 5カ年の契約でありますけど、多くの金であります。今までにない私 はお金をつぎ込む覚悟をしているわけであります。本来であれば、地 方創生からお金が5割来るはずでしたけれども、来ない。来ないけれ どもうちは、そういう財産を生かしていくためにはどうしてもやらな ければなりませんので、私は議員各位からの御理解をいただいて、予 算が通ったと思っております。そのことを今後も継続しながら、若い 人たちが少しでも、来ていただく。それから、いろんな課題うちはま だまだあります、大きな課題。これから議員の皆さんとも、課題解決 に向かって知恵を出し合わなければならない。課題が多くあります。 それを、めどをつけて、次世代が私の12年で味わった、嫌な思いは さしたくないんで。自分の代でほぼある程度終わらせてあげて、それ こそ、若い人たちが羽ばたいていけるような、南幌町をつくっていた だける世代に渡したい、そんな思いであります。病院もしかりであり ます。いろんなことは言われております。厚生労働省も、もう十何年 前から、療養型病床廃止って言ってるんですが、まだ廃止されており ません。ただ、国がある程度出した以上、そんなに長い期間そのまま っていうことには過去の例からみてもないわけであります。で、我が 町としてはどういう医療がいいのかどうか、それらも含めて、あと7 カ月じゃとっても私は答えが出せないから、理解いただければ、そう いうようなこともしていかなきゃならない。いろんな課題があります。 だから本来は、課題に向かってあと7カ月全力投球です。次のことは まだ、どうのこうのっていうのは私は本来は違うと思っておりますが、 こういう質問をいただきましたので、一部述べさせていただきました けども、今、第5期計画の最後であります。私の任期中の最後の7カ 月であります。町民から付託されたことを少しでも、全うすることが 私の今の責務ではないかなと、そんな思いで、しかし、先ほど言った ように、次の世代に負の財産だけは、できるだけ残したくないなとい う思いでありますんで、御理解いただければと。

議 長 以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

1時15分まで休憩をいたします。

(午前11時58分) (午後 1時15分)

議 長 休憩を閉じ会議を再開させていただきます。一般質問を続けます。 次に10番 熊木 惠子議員。

熊木議員 町長に2間の質問をいたします。

1問目です。介護保険の新しい包括的支援事業について。平成27年度から国の介護保険制度が変わり、介護予防、日常生活支援総合事

業が位置づけられました。事業の策定計画、実施については平成27年度から29年度までの3カ年で実施としており、本町では平成27年度に第6期南幌町介護保険事業計画、高齢者福祉計画を策定し、平成29年度実施に向け作業が進められています。また、地域づくりサロン事業や今年度始まった介護支援ボランティアポイント事業などが進められています。新しい包括支援事業では、在宅医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などが上げられています。そこで4点伺います。

- 1、住み慣れた地域で安心して療養生活が送れるよう医療機関や介護サービス事業者との連携が必要となりますが、どのように計画しているのか。
- 2、認知症の早期発見、早期対応につながる具体的支援をどう考えているか。また、精神科医による認知症サポート体制をどのように築いていくのか。
- 3、生活支援サービスを支える仕組みづくりとして、介護ボランティアを育成し高齢者を支える人材育成の計画が示されていますが、平成29年度実施の、地域支え合い推進員には専門的知識を持つ職員を配置する必要があると思うが採用計画はあるのか。
- 4、要支援1・2の方の対応として、今後も継続してヘルパー、デイサービスを受けられるか、新制度に移行しても現行のサービスを受けることができるように自治体として責任を持つことが必要と思うがどう考えているか。この4点について伺います。

議 長 町 長 町長。

介護保険の新しい包括的支援事業についての御質問にお答えします。介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターが行う事業の中に、包括的支援事業の社会保障充実分として、在宅医療連携、認知症支援、生活支援体制が追加され、平成30年4月までに全ての市町村で実施することになっております。

1点目の質問ですが、本町はこれまでに医療・保健・介護関係者による保健福祉医療サービス調整推進会議を月1回開催しており、昨年度からは、さらに町立病院と地域包括支援センター職員が在宅医療の情報交換を3カ月に1回行っており、今後もこれらの関係者との連携強化を図ってまいります。また、昨年度、町立病院医師が講師となり、町民が病気になっても安心して在宅療養ができるよう、町内の介護関係者を対象に在宅医療連携研修会を開催しており、今年度においても同様の研修会を開催する予定であります。

2点目の質問ですが、地域の身近な相談役として老人クラブ会長並びに民生委員、人権擁護委員の47名に、在宅高齢者相談協力員を委嘱し、早期の認知症に伴う心配事や問題行動を連絡していただく体制を整えています。連絡後は、速やかに保健師が訪問し、適切なかかわりや治療ができるよう対応しています。なお、平成29年度からは認知症総合支援事業を実施することから、現在、町の事業でかかわりのある精神科医並びに町保健師が必要な研修を受講し、認知症初期集中支援チームを設置します。

3点目の質問ですが、地域支え合い推進員は、平成29年度に配置を予定しておりますが、専門的知識のある方に限定していません。しかしながら、町の介護予防事業や地域の実情を十分に理解して活動ができるような方を、複数名の配置を検討しています。

4点目の質問ですが、現在の要支援1・2の認定者は109名おり、 そのうちヘルパー利用が8名、デイサービス利用が14名となっており、平成29年度の新総合事業に移行しても、同様のサービスはその まま継続して利用できます。

議 長熊木議員 (再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問させていただきます。最初に、最後の4点目のところで、要支援1・2の認定者、109名おりということで、新事業に移行しても、そのまま同様のサービスができるっていうことでは、すごくそれは評価できるなと思います。それで質問いたします。平成27年度からのこの事業なんですけれども、昨年、道内でも実施されたのが2市5町と聞いています。昨年の予算とか、この計画をつくるに当たって、説明された時には、近隣とかそれから先進地の事例を調査しながら研究していくっていう説明があったと思います。その点では、2市5町でやられている、そういうところの先進地の事例とかそういうのはどのように把握しているのか。そして、うちの町にも取り入れられることが何かあると感じておられるのか、その辺ちょっと具体的に伺いたいと思います。

また、精神科医なんですけれども、先ほどの御答弁では、今までの 事業に関係ある精神科医がっていうことで、なっていますけれども、 この本町には、どなたのことを指しているのか。それから、大きな事 業になったときにいろいろ兼務している精神科医でも、そのままその 事業としては組み込むことが可能なのかどうか、それも伺いたいと思 います。

また、地域の支え合い推進員、それは先ほどの御答弁では、専門的知識がある方に限定していませんということですけれども、答弁で、複数名の配置を検討しているってことでした。これはコーディネーターと言われている方だと思うんですけれども、やはり今、介護の現場とかでいろいろ事件とかが起きていて、知識とかがあまりなかったり、それから知識とかそういう専門的なものがないゆえに、利用者に対しての虐待とかいろんなことが起きていろんな事件に発生しているんですけれども、やはり専門的知識を持ってる人に、かかわってもらうということで、やっぱりプロとしての判定とかいろんなことができると思うんですよね。気づきとかそういうことができると思うので、ぜひやっぱりそういう人を採用しつつ、さらにはボランティアを育てていくっていう姿勢が必要ではないかと思うんですけれども、そこ再度伺いたいと思います。

また今、いろいろ国がいろんなことで方向を出してきて、その3カ年の中で実施するようにってことで進めてくる、そして第二次・第三次ってことで、どんどん進められてくるんですけれども、やはり現場

の中では、限られた保健師さんとか、福祉課の職員とかの中で、それ をやりくりするわけですから、で、そういう意味では、現場の体制と しては、厳しい状況が生まれるんではないかなと想像するんですけれ ども、そういうのでは実際にはどうなっているのか、国がそもそもこ の計画を出してきた時に、やはり今まで介護保険を適用して、国と道 と市町村っていうところで、お金の配分をしてやっていたもの、国の 予算を削るばかりに市町村にしわ寄せがいってると思うんですよね、 同じように介護保険料を払っていながらも、十分な介護を受けられな いとかそういう利用できないということが、あちこちで生まれている っていうことに対して、行政側がっていうか、やっぱり私は国に対し ても現場はこんなに厳しいんだっていうような声を出していく必要が あるかと思うんです。今、やられていることのほかに、新総合事業の 中では、この後には今は要支援1・2を切り捨てるという形で、だけ ど本町はそのままのサービスを継続しているということでしたけれど も、この後にやってくるのが、要介護1・2も切り捨てるという形の 計画がつくられているんですよね。このあとそれがやられてくると、 本当に今までその要介護3・4・5っていうね、重篤な方をふやさな いために、要支援とかのサービスをいろいろ細かくやって、なるべく いろいろ介護の度数を上げないような努力をせっかく今まで積み上げ てきたものが、すべて水の泡になってしまうっていうことと、やっぱ りここの市町村とかそういう自治体も、大変困難な状況になると思う んですよね。ですからその辺を国が決めてきていることであっても、 やっぱり現場からの声っていうのは本当に必要だと思うので、そこを ちょっと町長に伺います。

また、サービスとか受ける方とか、昨年の御説明とかあったり、計画の中でもいろいろ聞き取り調査とかした中で、いろいろ通ってきたいんだけれども、なかなか足がないだとか、そういうような要望があったと思うんですよね。そういう人方に対して、どのような手だてをとっていくのか、その辺のお考えとかいろいろこういうふうに計画しているってことがあれば、そこも一緒に伺いたいと思います。

議 長 町 長

町長。

前段のほうは課長が答弁するほうがわかりやすいと思うので、私の 質問ではないような気がしますので、課長のほうから答弁します。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは御質問にお答えをいたします。まず1番目の御質問で、2 市5町の実施をしていると、そのような中で、調査はしているのかということでございます。私どもは近隣の町、市の状況を把握しております。まず、総合事業に関しましては、長沼町が平成27年の4月から、岩見沢市が本年の4月からという状況でございます。長沼町につきましては、先ほど申し上げましたように、27年の4月ですから、昨年の4月からでございます。ただ、状況を確認いたしますと今までの事業の継続で、多様なサービスは追加はしてないという状況でございます。それと同じく、岩見沢市も長沼町と同じような状況でございます。ですから今後、両市・町については、今後事業を進めていく中 で多様なサービスを考えていくものという認識でございます。

続いて、総合事業のほかにですね、各在宅医療介護連携推進事業、 生活支援体制整備事業、認知症総合整備事業という事業があるわけで、 それぞれで実施年度が違ってございます。そういう中で、生活支援体 制整備でございます。これは先ほどの3点目の質問の、地域支え合い 推進員に該当する部分でございますけども、この部分で長沼町は平成 27年の4月から実施という状況でございますけども、長沼町につい ては行政の職員が兼務をしているという状況です。それと由仁、栗山 町については、28年の4月から、ことしからという状況の中で、こ れについては推進員はまだ未定という状況でございます。

続いて2点目の質問でございますけども、精神科医が決まってればというお話でございます。今予定しているのは、現在、心の相談ということで、月に1回あいくるのほうで先生に来ていただいております。この先生につきましてはポロナイクリニックの高塚先生でございます。今、長沼町でも同じように委嘱をしているように聞いています。できれば、私どもも今まで地域に十分精通している医師ということで、この先生を予定しているところでございます。

続いて3点目、先ほど若干1点目で御説明申し上げましたけども、この推進員については、国の考え方では、専門知識を有さなくてもいいということでございますけれども、先ほど町長のほうからも答弁したように、やはり地域の実情を、また住民のニーズ、これらを十分把握をした中でコーディネートですね、この辺をやっていただける方ということですから、今後地域の資源、人材を発掘、そのような方を発掘していきたいと。ですから、例えばですよ、例えば保健師をやられていた方、看護師をやられていた方、それだとか社会福祉士の免許を持ってる方、これらを人材発掘をしていきたいというふうに考えてございます。

次に4点目の要介護1・2が今後切り捨てられるのかなという御質問ですけれども、まだ私どものほうには、そのような情報は入ってきておりません。要支援1・2が、総合事業の中に切り替わっていくということで、国のほうの考え方とすれば、当然、介護保険の抑制を図るという観点から、軽易なサービスについては、それぞれの地域の資源を活用してということですから、NPOだとかボランティアの活用という考え方で、私どももですね、その辺を十分に把握をした中で、今後取り進めていきたいと思ってますけども、今現実にヘルパー事業を利用されている方が、例えばごみ投げをするといったときに、そういうサービスは地域のボランティアだとか、そういうNPOができるという考え方にも立ってますんで、今後事業展開の中でどういう形の資源があるのか。そのへんも十分検討してまいりたいと思っています。

最後の5点目の足の確保でございます。私どもも今まで事業の中で、 地域福祉を語ろう会を9カ所ほどをやらしていただいております。そ の中でやはりお年寄りになると、今まで車で運転ができたものがだん だんできなくなってきて、やはり足の確保が難しいというお話は十分 聞いてございます。その中でもやっぱり地域の中で、そういう事業展 開で皆さんが来れるような体制、そういうのも今後考えていきたいというふうに思ってます。ですから、すぐに、足の確保で町内の巡回バスが走ってますけども、それだけでは十分ではないという認識ではおりますけども、今後そういうのも含めてですね、足の確保を検討してまいりたいというふうに思ってます。以上です。

議 町 長 (再答弁) 町長。

熊木議員の再質問にお答えいたします。介護保険制度、いろいろ改訂されて、いろんなことが出てきたりして、地方にとってはそんなにいいんじゃなくて、逆に重たく仕事の量がふえてると、そんなことから、あるいは介護する職員の方の働いてる勤務状況の改善も今、当然指摘をされて、国のほうも今、その方法で検討しているようでありますので、私どもは町村会等々利用しながら、現状を話しながら少しでも改善をしていただくお願いはしているところでございます。これからも、まだまだ不十分な点がたくさんありますんで、それを要求していきたい、そんなふうに考えております。

議長 熊木議員 (再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

再々質問させていただきます。先ほど課長のほうからも丁寧に答えていただきました。それで何点か伺いたいんですけれども、自治体によっていろいろ地域の支援事業っていうか、それを今広げているところとか、なかなか取り組めないというところもあるんですけれども、例えば、そういう中で先ほど課長のほうでごみ出しの話がありましたけれども、やはりあのごみ出しがなかなかできなくなるっていうのでね、そういうものをボランティアなのか、なんかそういう制度の中で、こういうことができますよっていうものをやっぱりある程度リストを作っていくっていうかね、そういう作業がこれから必要になってくるんではないかなと思うんですよね。やっている自治体の中では、例えば紙おむつとかごみ袋の支給をされているところとか、あと高齢者の介護手当それを支給されている所とかがあるんですけれども、どこまで広げられるかってこともありますが、その辺のことも一緒にこの事業をやるときに、先進地の事例を参考にしながら取り入れていけるのかどうか、それをちょっと伺います。

それから、目標の中で安心して暮らすっていうところで、先ほど足のことも私お聞きして、今課長に答えていただいたんですけれども、町のほうではらくらく移送サービス事業が行われているんですけれども、これはそういう要支援の方とかがそれを利用できることなのか、それから、らくらく移送サービス事業の利用状況と、あと今後の展開っていうか、それちょっと急に振って悪いんですけれども、もしそれもお答えできればお願いしたいと思います。

あとですね、先ほどNPOとかボランティアっていうお話があったんですけれども、本町の場合なかなかNPOが育っていないっていうかNPOでそういうことを受けるっていう受け皿が、今のところはないと思うんですよね。それを町としてね、何かそういうような事業というか後押しをするっていうか、行政としてそういうような計画があるかどうかそれを伺いたいと思います。

また、ついこの間も新聞に載ってましたし、ことしの計画、ことしから始まるので介護支援に町民にポイントをっていうことで、新聞にも載ってましたし、今これが取り組まれているんですけれども、行く行くはこういうポイント制度、こういうのに参加するボランティアさんを養成しながら、また研修会とかいろんなものをしながら、一躍を担ってもらうというか、そういうことにつなげて考えているのかどうか、それを伺います。

精神科医のことは、先ほど伺って、長沼町が去年から取り組んで、たまたま長沼にいる精神科医だったので、そこはスムーズに新しい計画を作る時に、入っていただいてスムーズに移行できたっていうお話を聞きました。ですから同じ先生が当たってくれるっていうことで、心の相談とかに来ているので、そういう意味ではいろいろこう不安になっていることとかも、一緒にできるってことではよかったなとは思っています。

町立病院との連携っていうかね、それも先ほどの中にあったんですけれども、今現在、町立病院では総合内科医が2人ということで、例えば町立病院の中にも、その精神科医っていうか月に何回かでもね、そういう医師が派遣とかされて来るとすれば、一緒に事業としては、町立病院も含めた機関っていうかそういうことがなってくるかと思うんですよね。その辺の計画があるかどうか、それを伺います。

それから4点目の質問の中で現在の要支援の1・2の認定者が109名、昨年の28年・29年の人口推計の中から割り出した、予想というか、その中ではことし平成28年が129名、そして平成29人が134名になるのではないかっていう推計が出されていたかと思うんですよね。それはあくまでも推計ですから、それで今利用されている方がヘルパー利用が8名と、デイサービスが14名となっていますけれども、それでいくと5分の1の方がこれを利用しているということで、じゃあ残りの5分の4の方は自宅で普通に過ごされていて、何らそういうような問題はないのかって、そういう利用されていない方にも、どのような形で問いかけだったりをされているのか、その辺を伺いたいと思います。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは御質問にお答えをいたします。まず1点目のどういう事業で組んでいくのかという、リストだとかそういうものをつくっていってという御質問かと思いますけども、道内でもですね、まだ実施している市町村が少ないという状況で、ただ道外では進んでるところも多分あるんだろうなというふうに思ってます。そういう中で先進地の事例も調査をしながら、また、栗山、由仁、南幌、まあ長沼はすでにやってますので、これらの3町とも今調整をして連絡会議を設けてですね、その中で事業の内容を検討していきたいというふうに、近々会議を開く予定でございます。

次に、2点目のらくらく移送サービスでございます。ちょっとあの、 私、正確な数字は申し上げられませんけども、認定をいただいてる方 で、自宅から病院という、通院のための事業でございます。これもか なり利用者が多いという状況で、ただ今回のこういう事業の中に、これらのサービスも組めるかどうかはですね、今後検討させていただきたいと思います。今の段階で、どうかと言われてもですね、ちょっとお答えは差し控えさしていただきたいと思います。

それと、3点目のNPOの後押しはどうなのかという御質問でござ います。南幌町内にNPOが1つございます。ただ、そこがこういう 事業に馴染むかどうかもございます。今後、そういう新たなNPOを 働きかける用意があるかという御質問だと思いますけども、今のとこ ろ、私どもは考えてございません。で、その中でボランティアの方が、 今回こういう事業の中で一番、利用ができるのかなというふうに思っ ております。先ほどもお話あったように、ことしから事業をやってご ざいます。介護支援ボランティアポイント制度ということで、これは 今、介護事業所、それと町の事業、社協の事業、これらに参加してい ただいた方に対して、ボランティアポイントを付与してそれを返金す るということで、ただこれはそういう事業の中で進めてますけれども、 行く行くは、やはり地域に根ざしていただいて、地域の中で何かこう いうボランティア活動ができないのかというものを私たちは目指して おります。その中で、先ほどもお話したように、例えばごみ投げだと か、除雪の部分のお手伝い、そういうものができないか、今後これら も検討してまいりたいと思っています。

最後の5点目の町立病院については、町長がお答えするかと思いますけれども、5点目の109名の要支援1・2の方で利用されていない方はどうなのかということで、これについては、その月によって若干その事業を使ったり使わなかったりということで、数字は若干変わるかと思います。そういう中で、これらの方についてもこういう事業がありますということで、ケアマネのほうからも話をしておりますし、当然その方の容態を見て必要なサービスであれば、いずれも利用ができるという体制は十分とれてますんで、ただ、使わないということはお元気で今いると。ただ、中にはそういう認定をとってという方もおられるかと思いますけども、今のところそういう中でこれらの事業については十分周知をさせていただいております。以上です。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたしますが、精神科医を町立病院でどうだというお話でございますが、なかなかそういうとこに来ていただける先生が見当たらないと。この精神科を町立病院に、例えば週2日でも置く場合についても相当気をつけてやらなければ、難しい。それはいろんな自治体の首長からも話を聞いているところでありまして、当然、家族が知られたくないことの要件もあって同じ玄関同じ診察っていうのはなかなか難しいという話も聞いております。そんなことから含めると、そういう先生も来ていただけるということもなかなかない。そんな実情もありますので、町立病院で精神科を置いてどうのこうのっていう、段階ではないというふうに考えております。

熊木議員

2問目に移ります。

町の景観を保護する条例を制定する考えは、として町長に質問しま

す。近年、町の玄関である道路沿いに産業廃棄物や一般廃棄物と思われる物品が、工業団地や農家跡地に置かれています。中にはリサイクル用品置き場として所有地に置かれているところがあるように見受けますが、道路へのはみ出しや、盗難、悪臭など地元への被害が発生していないのでしょうか。また、工業団地付近で見られる海洋関係と見受けられる堆積物は、町の玄関口として目立つ所でもあり、今後、遊水地や高規格道路が完成した時、、町の景観を鑑みて好ましくないと考えますが、行政として何らかの指導をすべきではないでしょうか。各地でも同様の業者が撤退した時、そのまま堆積物が残され対応に苦慮しているという状況が、テレビとか新聞で報じられています。北海道とも連携し対応すべきと思います。今後、景観条例など制定する考えがあるかどうか町長に伺います。

議 長 町 長

町長。

町の景観を保護する条例を制定する考えは、の御質問にお答えします。最初の、道路へのはみ出しや盗難、悪臭などの被害に関してですが、町では道路にはみ出していると思われる場合については、交通事故の発生や冬季間の除雪作業等に支障にならぬよう、早期に移動するよう指導を実施しています。また、盗難、悪臭などの地元への被害につきましては、現時点では確認しておりません。

次に、工業団地付近の堆積物に関してですが、御指摘の企業については、廃プラスチック等の中間処理及びリサイクル業を営んでいる企業であり、敷地内に置いてある廃プラスチック類については、リサイクル製品の原料となるものですが、堆積量が増加しており、住民からの苦情もあることから、空知総合振興局で現地指導を行っています。

最後の景観条例などの制定に関してですが、本町の景観行政は、国が定める景観法及び本道を総括する北海道景観条例により、地域並びに広域的に良好な景観を保全することとし、今回の事例につきましては個別指導により対応することとなり、現在のところ規制目的とする単独条例の制定は考えておりません。

議 長熊木議員 (再質問)

10番 熊木 惠子議員。

再質問いたします。ただいま答弁いただきまして、まず悪臭とか、そういうものがないかっていうことでは、指導を実施しているってことでした。で、私質問する時に都市整備課のほうに伺いました。その中では、都市整備課だけでできる分野を超えているので、各課にまたがっているってことで、定期的に相談をしているっていうお話を伺ったんですけれども、いろんな課が関係ありますよね、そういう中で、例えば工業団地のほうはちょっと置いといて、農村地域の所にあるそのリサイクル用品とかの置き場っていうのは、私が調べた中では下のリサイクル用品とかの置き場っていうのは、私が調べた中では下のりまると、3カ所でいいのかどうか、そこには3カ所かと思うんですけれども、いろいろこう機械だとか、電化製品とかっていうふうになると、これから気温とか上がってきた時に、火災とかね、そういうことの原因にもなりかねないかなと思うんですよね。それで、そこにはどこまでの指導権限が行政には

あるのか、それからそれはそういう用地を使って、備品を置くってい うのはどういう許可がいってどこに許可申請をして、どこからそうい う許可をもらっているのか、その辺のところもわかれば、ちょっと教 えていただきたいと思います。

それから、それは工業団地のほうも一緒なんですけれども、先ほど質問の中でも申し上げたように、今ごみ屋敷とかいろんな形で、本当に社会問題になってると思うんですよね。今現在管理している、その会社なり個人でも所有しているところが機能している場合はいいんですけれども、やはりだんだんだんものを貯めて、それでぱっといなくなるっていうことが実際に起きていて、じゃあその時にその処理をどうするかっていうと、やっぱりそのまま放っとけないので、町の税金を使って処理するという形になるかと思うんですよね。ですから細かくチェックをして、やっぱり十分な指導をしていかなければ大変なことになっていくのかなって危惧するので、その辺ね、計画とかもしあれば、対策とかあれば伺いたいと思います。

また工業団地付近の堆積物なんですけれども、先ほど住民からの苦 情もあることからっていうことで、空知振興局も入って現地指導を行 っているということでしたけれども、どのような指導をされたのか。 いつぐらいの時期から指導されていて、今現在、物がどんどんふえて いって、それが運び出されているっていうふうにはなかなか見受けら れないんですよね。そしたらどんどんどんどんたまってった時に、ど うなっていくのかなっていうことは心配ではあります。それから、ち ょうど橋を渡って南幌温泉を通ってくる時に、ちょうど高いところか ら降りてきた時に、真っ先にやっぱり目に飛び込んでくるんですよね。 その景観が本当に好ましくないと思うんです。それは行政が強制的に はできないのかもしれないんですけれども、それでさっきどういうよ うな指導がされたのかってことにつながるんですけれども、今はちょ うど反対側、向い側のところが遊水地で、遊水地のところはくぎを立 ててネットを張って作業してますよね。せめて何かそういうような形 になって、目に触れないっていうのであれば、まだいいのかなと思う んですけども、その辺ではやっぱり、本当に連携とってやるべきだと 思うのでその辺はどこまで、どんな形なのかっていうことをちょっと 具体的に御答弁願いたいと思います。

議 長 町 長 (再答弁) 町長。

熊木議員の再質問のお答えいたします。先ほどいろいろお話しをさせていただきましたけれども、熊木さんは廃棄物、ゴミのような感覚で申し上げますが、所有者はやはり財産、有価物、そういう判定でございます。リサイクル業を営んでいるということは、それを持ってきれいにしていこうっていう、今、見た目が非常に悪いということで景観上よくないんで私どもが、空知総合振興局あるいは、役場の担当が行って、説明をしているところでありますが、我が町には強制的な指導がなかなかできない。そんなことでございますんで、1点お願いして、何とかしてくださいと何回か空知総合振興局も行ったら、そしたらちゃんと塀をしたりだとかっていう、言葉ではそういうことの回答

はあるんですが、期限が切れた時にまた行くとまた同じような答えを 繰り返しでございまして、当然熊木議員御指摘のとおり、これが最後 まで残ってしまうことになると大変なことになりますんで、私どもも 注意しながら、そして、道のほうにお話をして、指導を強めていただ いているところでありまして、なかなかこれは難しい状況でございま す。本当に私どもは景観上よくないと、特に南幌の入り口でああいう 状況っていうのは、私も何回も見てますし、何とかこれできないのか というようなことで行きますと、なかなかこれ法律を照らし合わせて いっても、非常に解釈の違いが全然違いますので、ごみだろうという のと、やっぱり財産という考え方に立ちますと、大変厳しい状況でご ざいますので、そういうことにならないよう、これは今熊木委員も御 指摘いただいたんですけども、どこの地域でも最後はトラブルになり ますよね。だからそのことにならないように、できるだけ早くと思っ て指導体制をとっているんですけども。是正を求める要請ぐらいしか とりあえずないんですが、粘り強くこれはやっていくしかないんで。 今後も時間を見ながら、道の指導も仰いで、少しでもよくなるように っていうことでしていこうと、その程度しか今のところ、法律いろい ろ探ってもらったんですが、なかなか難しい。道もそういう指導に来 ていただいてるという程度でありますんで、この辺が非常に難しさが あるという状況でありますが、思いはわかりますんで、私どもも黙っ て指くわえて見てるわけでなくて、事あるたびに接触をして、早く是 正をと、だれがみてもいいような形にしてほしいなということでお願 いをしているところであります。

議 長熊木議員 (再々質問)

10番 熊木 惠子議員。

今、町長の思いは伺いました。住民からの苦情があるということで、 どのような苦情だったのかっていうことを先ほどお聞きしたと思うん ですよね。それから、町内の物品を置かれているのが、3カ所かと私 は調査の中では思ったんですけども、それでいいのかどうかというこ とが2点、それから、先ほどの町長の答弁で、規制目的とする単独条 例の制定は考えていないっていうことだったんですけれども、先ほど 同僚議員の一般質問の中でも、6期計画に当たっていろいろこれから 計画策定しますよね。そこの中でいろいろ意見とかを調整しながら、 6期計画が10年間ということなので、いい計画をつくっていくと思 うんですけれども、今、景観条例っていうのは、あちこちの自治体で 取り組まれていると思うんですよね。何も工業団地とか廃棄物とか、 そのことだけで景観条例をっていうように思っているわけではなく て、町の景観をよくするっていう意味で、「なんと!なんぽろ」で今す ごく町をイメージして売りだしているところですけれども、そういう 意味ではその町の景観の条例っていうことを、6期計画の中に取り入 れていく考えが、今のところあるのかどうか、そこ伺います。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えいたします。苦情については、やはり 見た目が悪い、景観が悪いということで、早く処理して、例えば塀で もつくって見えないようにするとか、そういう方向ができないのか、 そういうことで南幌の入り口としては非常にいい環境ではないというようなことであります。どこがどうということじゃないですけれど町内では約7カ所ぐらいあるだろうということでございます。それから、条例につきましては先ほど申し上げたとおり、道の条例でちゃんとはまっておりますんで、町で特別条例をつくる、景観だけでいきますと、私は必要ないと。町でつくるとしたら罰則規定等々を盛り込んだ中で、もっと違う方法含めて、やらざるを得ないのかなというふうに思ってますが、今のところ北海道の条例で当てはまりますので、特別町が条例をつくる必要はない、それぞれの町で条例をつくってるところはあるんですが、それぞれ課題があって、つくらざるを得なくてつくってるという現状でありまして、うちも、そういうのが出てこればまた考えざるを得ないですか、今のところそういうことではないんで、条例制定については考えておりません。

議長

答弁漏れありますか。

熊木議員

再質問の中で振興局のことを伺ったんですけども、そこちょっとなかったかなと思うんですが。

議長

町長。

町 長

答弁漏れということでありますが、町の考えと同じで道の条例に基づいて、景観がよくないということで、町と一緒になって指導して是正をいただくように指導を一緒にやっていくということであります。

熊木議員 議 長

一緒にってことですか。はい、わかりました。

よろしいですか。以上で、熊木議員の一般質問を終わります。

次に、6番西股 裕司議員。

西股議員

公園の遊具の見直しについてということで、町長にお伺いいたしま す。最近、公園で遊ぶ子供たちが少なくなっている状況を踏まえ、公 園の主役を子どもたちから高齢者を中心とした健康づくりの場とし て、また高齢者と子どもたちが一緒に楽しめる場としての機能を持っ た、公園の新たな形についての考えを伺います。本年3月末の南幌町 の人口7,891人のうち、0歳児から14歳までの人口は715人 です。一方65歳以上の人口は2,353人で、子どもの約3倍の人 口になっている現状で、今後ますます高齢化は進むと言われています。 先日上京の際、変わった遊具が設置された公園を見かけ、後日調べて みると介護予防公園と言うことで、高齢者の方の介護予防に役立つ安 全な遊具を設置し、介護予防や健康増進につなげているとのことでし た。本町は保健福祉課が中心となり、介護予防事業に取り組んでいま すが、高齢の方々はもちろん、子どもから大人まで幅広く利用できる 遊具を設置した公園をつくることで、色々な方々とのコミュニケーシ ョンが図られることも期待できます。子供向けの遊具の点検及び修 繕・改修も計画的に行なわれていますが、先ほど述べた高齢化がます ます進んでいくことを考慮し、既存の公園の遊具を介護予防遊具へ更 新して行くことについて、町長にお伺いします。

議 長 町 長 町長。

公園の遊具の見直しについての御質問にお答えします。町内には2 7箇所の都市公園があり、そのうち市街地には、13箇所の小規模な 公園と、中央公園、柳陽公園を合わせて15箇所の公園があります。また、あいくるや柳陽団地など遊具を備え付けた施設もあります。公園は、小さな子供たちから高齢者までが憩える場所として提供しているものでありますが、南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでもありますとおり、本町も少子高齢化により人口が減少し、高齢化率も高くなると予想されています。このことから、高齢になっても、日常生活の中に軽い運動やストレッチ体操を取り入れることで介護予防にも繋がるものと考えています。なお、健康遊具は気軽に変しみながらバランス能力や歩行能力向上が期待されますが、一方で、健康遊具を子供が不適切な利用方法によりけがをする事例が発生しており、健康器具系施設に関する安全指針が策定されていますので、設置されている自治体の効果や活用方法等を調査してまいります。また、公園の遊具の更新につきましては、長寿命化計画に基づき実施しているところでありますが、今後は健康遊具も含めて第6期総合計画の中で検討してまいります。

議 長 西股議員 (再質問) 6番 西股 裕司議員。

再質問させていただきます。子供がけがをすると、健康遊具を使っ た中でけがをするというようなことで、回答の中にございましたけれ ども、これは健康の遊具に限らずですね、公園に設置してある遊具を 使った段階では子供というのは、ちょっと考えられないような使い方 をしてけがをするということは、往々にしてあるのではないかなとい うふうに思います。ですから、こういうものというのは、けがをしな いようにですね、何か対策を講じるということで防げるという部分は あると思います。この健康遊具というものについては、先ほどの回答 の中にありましたけれども、いろんな効用というのはあります。です からこういうものをですね、やはり早期にですね、町内に設置して高 齢者の方々の健康維持、促進にですね、努めるというのも必要ではな いかなというふうに思っております。今回は、回答の中では6次の中 で検討していくということなんですが、私はこの6次の中で検討する のはそうなんでしょうが、調査を早目にいたしまして、早い段階でで すね、これを設置するような形にしていただきたいなというふうに思 います。特にモデル的な場所を1カ所でも設置しまして、保健福祉課 がですね、中心となりましてこの使い方等ですね、説明するなり何な りという方法も講じた中でですね、やると有効的に皆さんが使えるの ではないかなというふうに思います。先ほどから言われてる部分の、 先輩議員等言われてる介護、福祉の中のですね、医療費の負担の削減 にもつながるかもしれないというメリットもあるわけですから、6期 の総合計画の中の早期でですね、実現できるような形でお願いしたい なと思いますが、この点について町長のお考えを聞かせていただきた いと思います。

議 町 長 (再答弁) 町長。

西股議員の再質問にお答えいたします。いろんな施設そうなんですが、つくってからけがをすると行政がどうのこうのということになります。公園は、だれでも使えるということでございますんで、その表

示やら、あるいは設置する遊具について吟味をしていかなきゃならないかなというふうに思っております。そして、高齢化率が非常に上がっている、例えば特に高い町内の市街地にある行政区、町内会で、特に高ければそういうことも、モデルとしては考えられるかなと思ってますが、全体の流れを踏襲しながら、あるいは今言った事前の事故を防ぐような対策も考えていかなければなりませんので、何とか早い時期にはとは思っておりますが、6次の中ではできるだけ早い機会にと思って、やはり出不精になるお年寄りを少しでも出て会話もでき、多少ストレッチになるような運動もできるという思いがありますんで、それらを十分、先進地も見て検討はさせていただいて、できるところから進めていきたいなというふうに考えます。

議長

以上で西股 裕司議員の一般質問を終わります。

次に4番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に福祉避難所の指定と協定について質問いたします。本年4月14日から16日に熊本県から大分県にかけて、相次いでマグニチュード7の大地震が発生しました。死者数49名、行方不明者1名、負傷者数1,684名、避難者1万8,400人という災害被災者が出ています。平成7年の阪神淡路大震災、また平成23年の東日本大震災、今回の熊本地震と20年余りで大地震が3度起きています。北海道も対岸の出来事ではなく、備蓄等災害に備えていると思いますが、また、介助・介護の必要な高齢者や障がい者の避難場所と処遇について報道等で伝えられています。国は阪神淡路大震災を教訓に、福祉避難所の必要性を訴え、厚生労働省が推進する中、北海道は平成24年9月時点で26.3%の指定とのデータがあります。厚生労働省のホームページには、本町でも指定・協定済みの施設箇所にその他社会福祉施設1箇所と示されていました。これはどこを指定しているのか。また、早急に障がいの程度に応じた福祉避難所を指定・協定して、次に出される防災マップに記載する予定はないのか伺います。

議 **長**町 町長。

福祉避難所の指定と協定についての御質問にお答えします。本町の 災害対策につきましては、平成23年の東日本大震災以後、同年11 月に南幌町災害備蓄品整備計画を策定し、想定避難者1,000名に 係る1日3食分の食料と、避難生活に必要な備蓄品を、平成30年度 までの7年間の整備計画として取り組んでいます。また、避難所の見 直しについても、公共施設等の耐震改修が平成26年度に終了したこ とから、昨年度、一部避難所の見直しを行い、9月に災害種別ごとの 避難所などを記載した避難カードを全世帯に配布したところです。

最初の御質問ですが、保健福祉総合センターあいくるを福祉避難所として指定し、平成24年度に道補助金の活用により、一部備蓄品を先行して整備しました。しかし、福祉避難所に必要とされる医療用の備蓄品や医療機関等との連携、専門職員、相談員、ボランティアの確保など、未だ受入れの機能や体制が整っていません。今後、先進事例などを調査し、福祉避難所としての役割を果たせるよう取り進めてまいります。

次の御質問ですが、町では地震発生後に安否の確認を必要とする要 援護者の方の名簿を整備しており、現在44世帯46名が登録されて います。要援護者の避難場所は、保健福祉総合センターあいくるを指 定しており、現段階では、町内の社会福祉施設等への指定・協定は行 っていませんが、今後、要援護者の状況や福祉施設等の機能や利用状 況を踏まえ検討してまいりたいと考えています。また、防災マップへ の掲載は、福祉避難所としての体制が整った段階で行ってまいります。 4番 志賀浦 学委員。

議 長 志賀浦議員 (再質問)

再質問をいたします。つい最近ですけれども、6月の11日ですか ら、3,4日くらい前ですね。地震等調査委員会というところが、今 後30年以内に震度6弱以上が発生する確率マップというのを公表い たしました。空知管内では、岩見沢地区で6.2%で0.2%上昇と いう報道が出ていましたけども、また熊本地震でも1月時点では7. 6%と低い予想でしたが、結果として4月に、震度7の地震が2度も 発生しています。地震調査委員会のほうでは低い数字で安心情報とは せず、防災に役立てるよう、必要性があるっていうふうに、新聞のほ うに書いてありました。そのように、いつ来るかわからないからと言 いながらやはり備えは必要なのかなと思っております。また、南幌、 またここの地区は、石狩低地東縁断層帯、岩見沢からずっと由仁町を 抜けて苫小牧沖、日高沖までの長い断層帯なんですけれども、ちょう ど南幌町の東側に断層があるという、西側に位置してます。こういう 状況の中で30年以内に来ると言うような地震ではないとしながら も、備えは絶対必要なのかなと。地震は起きないことにはこしたこと はないんですけども、備えは必要と私は考えております。その中で私 のほうで調べた中では、先ほどの24年度分の、両方しかなかったん ですけども、近隣ではほとんど取り組んでないように見えたんですけ れど、もし近隣の町村で取り組んでるところがあれば、直近の情報が あれば教えていただきたいなと思います。それからあいくるを指定し た福祉避難所なんですけども、先ほどの町長の御答弁の中では44世 帯46人というふうにあったんですけども、先ほどの熊木議員の答弁 の中で、要支援者の1・2の方が109名でという話があったので、 この辺の数字がどういうものなのか、例えば、要援護者というのは、 介護を必要とする人を含めないものなのか。また登録されていますっ てことは登録しないとこれに該当しないのか。そして両方合わせてい くともう200名近く、またそれ以上になるかと思うんですけども。 その辺のところまた教えていただきたいと思います。また今回あいく るはぽろろに資料館が移転したことによって、空きスペースがかなり できました。50名100名でも大丈夫なのかなっていうふうに安心 はしてますけども、その中の部屋割、例えば高齢者の方、それから身 体障害者、精神障害者、その他一緒に同居でき得ない障害の方、また 乳幼児をかかえてる方。そういう区分でいくと、4つも5つも分けな くちゃいけないのかなっていうふうに思うんですけども、そのあいく るの中の避難場所割りというか、そういうのは想定されてつくってい るのかどうかをお伺いしたいと思います。

また、そのほかの施設で指定協定をするとしたら、町内に何カ所くらい対象となる施設があるのか。またつくるとしたら時期はいつごろになのか。取り組みますということは、早いうちなのかなと思ってんですけども。

あともう1点、協定を結んで取り組んでいく中で、弊害となるものはなにかあるのか、行政として支援していくもの、その他そういうものがあるのかどうかを伺いたいと思います。

議 長町 長

町長。

内容的には、職員のほうから言っていただくほうがいい答弁になる かと思いますので、職員のほうから先に答弁させていただきます。

議 長総務課長

総務課長。

それでは1点目の福祉避難所の近隣の指定の状況でございますけども、南空知でございますけども、長沼町は、保健総合センターりふれを福祉避難所として指定しており、民間福祉施設との協定はしてございません。栗山、月形、美唄市におきましては、身体障害者施設または、特別養護老人ホーム、これらの民間施設と協定を締結している状況でございます。ほか岩見沢市、三笠市、夕張市、由仁町では、まだ民間との協定も含めて実施はしていないという状況でございます。以上です。

議 長保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは2点目の要援護者の対象でございますけども、今、本町に おいて要援護者を指定登録をしております。要援護者の中に、基準が ございまして、まず身体障害者手帳2級以上を所持している夫婦、独 居世帯、これは内部障害を除きます。続いて、療育手帳A判定を持っ ている夫婦、独居世帯。続いて、精神障害者保健福祉手帳1級所持の 方がいる夫婦・独居世帯。それと要介護3以上の認定を受けている夫 婦・独居世帯。その他としてこれらに準ずる世帯ということで、指定 をしておりますけども、そのうち、1級・2級、障害者が本町に11 1名おられます。それと、要介護3以上の認定を受けている方が、現 在170名ほどおります。ですからこれを足すと281名ほどになり ます。このうち要援護者、ここに職員が行って、こういう要援護者の 指定をしますということで、ただ地震があった時に御家族がいたりし ますと、当然その方が援助をしていただけるということで、あくまで 本人の希望でございます。私どもがそう思ってもですね、本人はいや いやいいですよという方も中におられます。そういうことで現在、う ちで登録しているのは、44世帯の46名の登録ということになって おります。

それと3点目のあいくる内の避難スペースでございます。当然、高齢者、精神障害者、乳幼児等もおります。今あいくる内の施設では約300名の収容人数でございます。昨年、ふれあいホールが空きスペースになって、ふれあいホールとして今活用してますけれども、そこのスペースにおいても、約100名ほどの収容ができるということでございます。それぞれの方に、この場所は高齢者、この場所は精神障害者という区分けはしておりませんけども、今2階も含めてですね、

どういうところがこういう援護者に対していいのか、今検討してる最中でございます。そういう中で、現在のところはまだ確定はしておりません。以上です。

議 長総務課長

総務課長。

民間福祉施設と協定するに当たりましての弊害という御質問だった んだと思いますけども、議員御承知のとおり、想定される社会福祉施 設としましては、町内で例を挙げさせていただきますと、高齢者とい うことになればみどり苑、知的障害ということであればめぐみ学園、 精神障害ということであればえぽっく、また老人はグループホームで すとか、そういうところも想定されると思います。また、子供さん含 めて知的の部分では、特別支援学校というようなところが想定される かと思いますけれども、メリットとしましては、やはり入所施設が主 でございますから、機材ですとか物資ですとか人材ですとかそういう ものが比較的揃っていると。また、専門的な職員が配置されておりま すから、質の高いサービスを提供することが可能になりうるというよ うな利点が言われております。一方で注意しなければならない点と言 いますと、入所施設が主でございますから、どうしても定員というも のがございます。現在、入っております定員の方々に配慮しながら、 どの程度の方を受け入れることが可能なのか、その時の機材も人材も 含めてですけども、そのような調整がまだできてございません。今後 あいくるの福祉避難所として、またそれが不足するということであれ ば、どのような障害に対してどのような施設と、どのような約束を持 って協定する必要があるのか先進事例を調査しまして、検討していか なければいけないのかなと、そのように考えております。以上です。

議 長 志賀浦議員 (再々質問) 4番 志賀浦 学委員。

再々質問いたします。再質問の中で、どこまでの数だったのかなと 思いながらいたんですけども、大体内容わかりました。もう取り組み も、もししていただけるんであれば、早いうちにしていただければな と。あと今言われた施設を各施設の中、耐震に耐えうる場所なのかと か、そこら辺がちょっとネックなのかなと思ってます。逆に言うと、 みどり苑であれば、デイサービスのスペースがあるし、めぐみ学園で あれば体育館もあるし、養護学校でも体育館のスペースがあると。そ して通所があれば通所分は震災があれば通所できないわけですから、 そのスペースがあくということで、ある程度指定は可能なのかなと。 あとは、その中で避難所の概念と言うのは、厚生労働省のやつを読み ましたけれども、あれを見るとかなりの問題があるのかなと思ってい ます。例えば電気の確保であるとか、水の確保であるとか、その他ト イレであるとかいろいろ書いてありましたけども、そうすると、既存 の今使われてる施設が一番いいのかなと思うので、できるだけ早い時 期に、その法人なりを集めて協定していただけるように努力していた だきたいなと思ってます。

最後に一つ聞きたいんですけども、今、例えば震災が起きた時にみどり苑なりあいくるなり養護なりえぽっくなりってところが、まあえぽっくは通所ですよね、その時に避難場所になっているところが、自

分の施設から離れちゃってるところがあるかと思うんですよね。それ は施設内にとどまっていても、例えばそういう時に今回熊本の中で問 題になったように、支援物資が届くのかどうか。今回新聞等でも問題 になっていたのが、精神障害者の子供連れた親が、支援物資を受け取 る列に並ぶけれども子供がじっと待ってられない、精神障害者ならそ うですよね、その状況で支援物資を受け取ることができなかったと、 そしてあきらめたと、そして自宅に帰りましたと、そういうのがよく 特集されてました。だから、僕が今聞きたいのは、震災が起きて避難 場所は決まってるけども、避難しなくていい、そういう施設にいて留 まっていたところには、支援物資が届くようなシステムにしなくちゃ いけないというふうに思ってるんですよ。だから今言われた、老人施 設は、特養の場合でしたらきっともってベットがあるから、移動する こと無理だろうと思ってるんですけども、ほかの所、足が使えるとこ ろ、例えばマイクロ持ってれば動けるわっていうけども。そこは指定 した場所に行かなければ、物資ももらえないようでは、話にならない のかなと。そういう時にはとどまってもしっかり行政が、そこの名簿 を把握して、人数分届けるシステムができるのかどうか、その辺だけ 最後伺って終わります。

議 長 町 長 (再々答弁)

町長。

志賀浦君の再々質問にお答えをいたします。基本的には届けるように努力するしかないんです。ただ、地震というのは車がいのく程度の地震なのか、その辺の把握もありますので、こうやって言うけど実際は来なかったとか、いろいろあるんでしょうけども、その程度を見ないと、私どもは届けるという努力をしていくっていうのは当然持っているわけでありますので、志賀浦君が想定してる大きさと私が想定している大きさが違えば、当然全然違うので。うちの町と言えど本当に道路がちゃんと繋がっているかどうか把握をしなくちゃならない。だから即できるかどうかは、現実にならないとわかりませんが、基本的には届けると、それが行政の責任ではないかなというふうに思っています。

議長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

2時45分まで休憩をいたします。

(午後 2時30分) (午後 2時45分)

議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

●日程5 議案第44号 平成28年度南幌町一般会計補正予算 (第1号)を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めま す。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第44号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では平成28年熊本地震災害義援金の追加、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業委託料の追加、年金生活者等支援臨時福祉給付金並びに臨時福祉給付金支給事業の追加、各公共施設設備修繕料等の追加、歳入では歳出

補正予算の各事業に係る国庫支出金の追加、一般寄附金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,332万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ56億5,296万7,000円とするものです。詳細につきましては副町長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長副町長

副町長。

それでは、議案第44号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第1号)の説明を行います。始めに歳出から説明します。10ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額1,307万9,000円の追加です。説明欄の一般管理経費で50万円の追加です。 平成28年熊本地震災害義援金として追加するものです。電算機器管理運営経費で地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業として1,257万9,000円の追加です。昨年度から進めておりますセキュリティ対策について、今回は主にインターネット接続系のセキュリティ対策となり、これにより平成29年7月からのマイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの稼働に向けて整備が完了することとなります。

5項1目統計調査費、補正額7万4,000円の減額です。統計調査経費で交付金の確定により精査するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項8目臨時福祉給付金等支給事業費、補正額1, 148万2,000円の追加です。臨時福祉給付金等支給経費と して、事務費を含めそれぞれ追加するものです。なお、今回の給 付金は2種類あり、1つは平成26年度の消費税引き上げに伴い、 引き続き町民税非課税の方に3,000円の支給と、もう1点が 障害・遺族年金受給者の方に3万円を支給するものです。ただし、 当初予算に計上し現在実施しております高齢者向け給付金の支給 を受けた方は除かれます。参考までに、消費税引き上げ分は1, 500人分、年金受給者分は120人分を見込み予算計上してお ります。

2項3目保育所費、補正額81万円の追加です。保育所運営補助事業で次ページになりますが、子ども・子育て支援システムを改修するもので、保育料負担軽減について優遇措置を拡大する法改正があったことによるものでございます。

4款衛生費1項5目保健福祉総合センター管理費、補正額19 1万2,000円の追加です。保健福祉総合センター管理経費と して、冷温水配管が老朽化により水漏れが発生したことから修理 をするものでございます。

5款農林水産業費1項4目機場施設管理費、補正額125万7,

000円の追加です。機場施設管理事業で西17号排水機場の真空ポンプが故障したため修理を行うものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額20万円の追加です。 商工会運営助成事業で商工会ふれあいまつり開催に対する補助金 を追加するものです。商工会では本年度、スポーツセンター駐車 場を会場として、内容も一部見直し実施するため、不足する運営 経費の一部を町に対し補助要請があったことから、内容につきま しては精査をし、追加するものです。

2目ふるさと物産館管理費、補正額351万1,000円の追加です。ふるさと物産館管理経費として、軽食コーナーロールカーテンの取り付け、並びに経年劣化しておりますパネルラジエーターなどの取りかえを実施するものです。

7款土木費4項1目住宅管理費、補正額66万4,000円の 追加です。住宅リフォーム等助成事業で当初予算600万円に対 し、申請額が上回ったことから追加するものです。なお、申請件 数は29件となっております。

9款教育費1項3目教育振興費、補正額48万4,000円の 追加です。教育振興経費として、コミュニティ・スクールの平成 30年度指定に向け、研究、研修などを実施すべく、次ページに かけまして必要経費を追加するものでございます。

次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

14款国庫支出金2項2目民生費国庫支出金、補正額1,14 7万9,000円の追加です。3節臨時福祉給付金等支給事業国 庫補助金で事務費を含め全額が交付されるものでございます。

5目教育費国庫補助金、補正額15万8,000円の追加です。 4節教育総務費国庫補助金で事業費の3分の1が補助されるもの でございます。

15款道支出金3項1目総務費委託金、補正額9万8,000 円の減額です。2節統計調査費委託金で確定によるものです。

17款寄附金1項1目一般寄附金、補正額29万円の追加です。 1節一般寄附金で株式会社スリービー様より創立30周年を記念 し30万円の寄附をいただいたものです。次ページにまいります。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額2,149万6,000円の追加です。1節財政調整基金繰入金で財源調整をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ3,332万5,000円を追加し、 補正後の総額を56億5,296万7,000円とするものでご ざいます。以上で議案第44号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番 熊木 恵子議員。

議長

熊木議員

コミュニティ・スクールのことについて伺います。先日、全員協議会の中で、資料の説明等がありましたけれども、この事業について全国で3,000校を目標にということで、1割の導入を図るということが文科省の計画であるってことが説明されたと思います。私もあの後いろいろ調べたんですけれども、この学校運営協議会の主な役割っていう中で、協議会がどこまで教育のところに入っていくのかっていうところで、ちょっと危惧されることがあります。それは、例えば3点ある中で、教職員の任用に関して教育委員会に意見を出すことができるってありますけれども、これはどのような意見でもそれが反映されるものなのか。その辺のことを、どう考えているのかなというのでちょっと伺いたいと思います。

それから、今回これは平成30年度、指定1年目ということでいくんですけれども、今回48万円ですか、この予算っていうのは毎年毎年同じ金額で予算計上されるのか、それも伺いたいと思います。また、先進地といいますか近隣でも取り組んでいるところがありますけれども、そういうところではどのような参考事例があって、本町でもこれに申し込むっていうか何かそういうことだったのか、それとも文科省のほうからこういうのがありますからぜひ、っていうことだったのかその辺の経緯をお聞かせ願いたいと思います。

議 長教育長

教育長。

それでは、熊木議員の質問にお答えをいたします。まずコミュニティ・スクールの関係の学校協議会を設置して、その役割ということで、教職員の任用の関係が触れてあるけど、どうなんだということでございます。基本的には教職員の任用ということではなくて、例えば地域と一体となった学校を目指そうということでございます。平成24年から小学校統合いたしまして、南幌町に小学校・中学校、各1校ということになってきております。そんな中で、南幌町の学校ということで、地域の皆さんにもいろんな面で学校経営に参画していただこうということでございます。ですから、教職員の任用に関しましては、例えば現状としてはそういうことはございませんが、少年団、あるいはいろんな形の中での指導者、こういう競技が指導できるような先生が、地域がほしいよというような話があれば、そういうことは当然人事の中で反映していかなきゃならないというふうに考えてございます。

それと、予算規模の関係につきましては後ほど課長からお答えいたしますが、なぜこの事業だということでございます。これについては既に、道内近隣では三笠市あるいは栗山町は今年度から実施をしてございます。そんなことも含めて先ほど申し上げましたように、小学校1校、中学校1校ということで、より一層地域との連携地域との協力を得ながら、南幌町の学校という位置づけの中で、南幌町全体で子供たちを育てようと、そういう意識が必要だということで、補助事業を活用した中で実施をしていこうということで取り組んだ経過がございます。以上です。

議 長

生涯学習課長。

生涯学習課長 予算の関係について、御説明申し上げます。本年度につきましては、

48万4,000円ということで、補正予算を計上させていただいて ございます。これにつきましてはコミュニティ・スクール導入に係る 経費ということで、研修の講師謝礼だとか、その辺の経費を計上させ ていただいてございます。今年度につきましては、このようなことで すが、来年度もですね、一応準備期間ということで、平成30年の4 月からの導入を予定してございます。ここ2年間、今年度と来年度に つきましては、視察等の経過もございますが、全く同額ではございま せんがこのような形の予算計上になろうかと思います。ただ、コミュ ニティ・スクールの講師謝礼につきましては、コミュニティ・スクー ルマイスターのですね、派遣事業というものがございますので、その ようなものを活用しながらですね、経費の削減に努めていきたいとい うふうに思ってございます。ただ、30年度以降につきましては、以 前にもお話しましたが、学校運営協議会の委員につきましては非常勤 特別職という形になりますので、30年度以降につきましては、報酬 が委員の報酬という形で、それに付随する若干のですね、事業費等の 経費が発生するものというふうに思っておりますので、現行の予算に つきましては、本年度と来年度、同じような形になろうかというふう に考えているところでございます。以上です。

議 長熊木議員

10番 熊木 惠子議員。

先ほど教育長のほうから説明がありましたけれども、任用に関して、 先ほどの説明だとスポーツとかいろいろってふうに言われてましたけれども、どうも何かこういうふうな書き方をすると、どこまでこの委員会が、学校運営協議会が、そういうところまで入っていくのかなっていう、その教職員に対しての威圧っていうかね、そういうことにつながらないのかってことを私すごく懸念するんですよね。教育長が言われるように、今スポーツのあれが、例えば本町の場合盛んだから、そういう教員が足りないからっていうようなことであれば、あえてこういうような書き方っていうのがね、なくていいんではないかなと思うんですけども、それは私の危惧だけなのか全くそういうことがないのかそれ1点伺いたいんです。

それから予算の関係では、今、30年度からは、報酬っていうかそこが加わってくると、予算上もかなり大きくなるんではないかなと思います。それから28年度、29年度で研修という形で、マイスターの研修会とかが予定されていますけれども、そんなにいい内容であって、予算も使ってやるのであれば、もう少し広く講演を聴けるっていうかね、そういう形が必要ではないかと思うんですけれども、それはたまたま準備期間だからこういう形なのか、その辺の見直しはあるのかどうか、その2点伺います。

議 長教育長

教育長。

熊木議員の今の教職員の任用の関係でございます。学校運営協議会が任用、まあ学校が非常にやりづらくなるのではないかというそういう危惧だと思います。現状、栗山はことしからということですが、三笠市の状況を聞いても、学校運営協議会が教職員の人事に関与するということは、基本的にないということでございます。ただ、文科省が

つくっております学校運営協議会、これは役割の中に教職員の任用という文言が入っていることがあります。ですから、あくまでも教職員の異動関係につきましては、当然本人、それと教育委員会、学校、そういう事情を加味しながら異動していくのが現状でございますので、学校運営協議会ができましたからこうだということではなくて、あくまでも小中を連携した形の中、できれば地域の方に、こういうお手伝いをいただければ、教職員の負担も少し軽くなるなと、そういうことも含めて、全て地域と協議をしながら先生の手助け、あるいは先生にももっと地域に出てきてほしいという、そういう中で教職員も一体となった形の中で、地域との連携を深めるための事業だというふうに考えてございます。以上です。

議 長 生涯学習課長 生涯学習課長。

予算の関係でございます。先ほどのまず報酬の部分でございますが、30年度以降は、非常勤特別職という形の中で、委員さんが何人になるかまだちょっとわかりませんが、そのような形の予算措置になろうかと思います。それと28年度、29年度のコミュニティ・スクールのマイスターの研修でございます。これにつきましては、当然制度の部分、実際に導入している学校の実態等をですね、研修内容という形で予定してございますので、研修を聞いていただく皆さんにつきましては、基本的には推進委員、それとPTAですとか関係者もいらっしゃいます。当然広くですね、町内の皆さんにもPTAの皆さん、学校の皆さんにも、知っていただくという形が必要だと思いますので、その辺は、皆さんのほうにPRをしながらですね、広く聞く機会を設けていきたいというふうに考えております。以上です。

議長

ほかにありませんか。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

2点ほど歳出で説明をお願いしたいと思います。10ページ、総務費の一般管理費、委託料で電算機器管理運営経費ということで、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費1,200万余り、これにつきましては、一般財源となってございますけど、歳入では財調の取り崩しとなってますけれども、これは全くの単独事業なのか、あるいはまた、国の指針でこれを取り組むべきなのか、それであれば交付税の措置があるのではないかと私は思いますが、それの財源措置についてまず確認をしたいのと、内容ですけども、昨日もJTBのインターネット不正アクセスでの情報リスクがありました。こういった、いろいろと情報化の犯罪が多くなっている中で、強化セキュリティー、どういった、本町もファイアウオールをかけて分断はしてございますけども、どういった内容の強化になるのかわかりやすく、この点御説明をしていただきたいと思います。

2点目でございますけれども、13ページ、商工費でございます。 19節負担金補助金で、商工会運営事業、20万円ということなって ございます。これについては、商工会から町のほうに要望がきたと、 それで、議会にも同様に40万円の要望書が来てございます。それで、 20万円にした根拠と言うか、この経過をできましたらお教えいただ きたい。やはり商工会、議会も当然出ておりますので、議会の対応ということで、この辺を私はまず説明をお願いをしたいというふうに思います。それと、あわせまして要望書の中にですね、懸念される事項がございます。実行委員会、今まで焼き鳥やビールを販売していたけれども、年々高齢になってきて準備、後片づけを含め、労働がきつく運営が困難になってきてきると、こういった関係で具体的に、それでは職員の協力、支援、町長も執行方針で支援をしていくと。その中で、職員の協力が可能ではなかったのかと言う、ちょっと疑念があったものですから。これ2点につきまして御説明お願いしたいと思います。総務課長。

議 長総務課長

それでは、1点目の総務管理費の地方公共団体、セキュリティ管理 強化対策事業に係ります財源と事業の内容につきまして、御説明をさ せていただきます。まず最初に事業の内容でございますけども、日本 年金機構の流出事案を踏まえまして、大きく3つに分けたシステム改 修が行われるものでございます。まず、1層化と呼ばれるものが、マ イナンバーの利用事務系のシステム改修でございまして、これは職員 の端末からの個人情報の持ち出しの不可設定などの導入を図ることに よりまして、個人情報の流出を徹底して防ぐためのシステム改修でご ざいまして、その中の一つとしましては、住民課や税務課職員は今ま でのパスワードに加えまして、専用カードを持って、二要素的に認証 を行うというものです。また、2層化と言われるものは、LGWAN 接続系というシステム改修でございまして、マイナンバーの情報連携 に活用されます、LGWANという行政情報システムの接続系のシス テムでございます。これと今一体的に使っておりますインターネット を、これを分離するというシステム改修でございます。この1層と2 層につきましては、国の平成27年度の国庫補助事業でございまして、 4号補正で措置をいただいたものでございまして、今回、28年度に 全額繰り越しをさせていただくというような措置をさせていただいて おります。さらには3層化という、これはインターネット接続系の今 回の提案をさせていただくものでございますけども、これは都道府県 と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドというもの を構築しまして、より数値の高い高度なセキュリティー対策を講じる 事業でございます。内容的に申しますと、原田議員言われましたとお り、今朝の新聞報道でもございましたけれども、サイバー攻撃など急 速な、複雑化した攻撃が現在、恒常的に行われております。外部から の侵入を防ぐために、インターネットの接続口を都道府県がそれぞれ、 集約して持つというものでございまして、道は北海道自治体情報セキ ュリティクラウドというものを構築しまして、それに道内の各自治体 が参画するものでございます。それによりまして、各自治体からのイ ンターネットの利用は、この道のセキュリティクラウドを介して利用 されるということで、そこの集約について、その安全性の確保を徹底 して図るというような流れでございます。これで平成29年7月から 始まります、個人情報の利用ですね、社会保障、健康保険、それらを 含めてですけども、それらに備えるということで、今回はこの3層化 の補正予算を計上させていただきました。なお、財源につきましては、 普通交付税の単位費用算入されるというようになってございます。 1 点目につきましては以上でございます。

議長 産業振興課長 産業振興課長。

原田議員の2点目の、商工会運営補助金の追加についての御質問に お答えいたします。まず1つ目の要望額40万円から町の補助金20 万円にした経緯についてっていう御質問だと思いますけれども、商工 会では昨年のふれあいまつり終了後、実行委員会のメンバーの高齢化 という大きな問題を近年から抱えておりまして、その後、年明けの5 月まで随時検討されていたようでございます。そのあと5月の18日 の日に、内田商工会長がお見えになりまして、この要望書を持参方、 商工会ふれあいまつりの見直し検討結果の報告、それとそれに伴う財 源運営費にかかわる、財源不足が生じたために町のほうに何とか追加 補助をいただけないかという、要望を受けたところでございます。い ろいろ町としても見直し内容やその開催運営経費に係る予算等のお話 を御質問させていただいたり、いろいろ詳しくお聞きしました。その 中で、今回7月の23日に開催するふれあいまつりの見直し内容とい たしましては、まず副町長のほうから説明があったように開催場所、 時間を変更するということと、あとなんとか町民の方に多く集まって いただいて楽しんでもらえるイベントということで、ものまね歌手を 呼んで開催したいんだっていうことを含めた予算書になっておりまし て、それらに伴う財源不足が40万ということで、要望書を提出して いただいたっていう説明を受けております。それで町のほうで内容等 を確認しながら検討したわけなんですけれども、見直しによって今回、 場所が変わる関係からステージ設営費が新たに10万円ほど発生して いる、それと先ほど言いました、ものまね歌手を呼ぶのに13万円ほ どかかるという、新たな経費が見込まれたということも踏まえまして、 町として20万円の追加補助をさせていただくのはどうかということ で、商工会のほうに説明させていただいております。なお、町のほう で20万円、実質的には減額という形になってしまったんですけれど、 商工会との協議の中では、出店者数が予算時よりも若干ふえていると いうことの説明だとか、あと経費の関係、あくまでも慨々算の予算で 組んでおりますので、経費の若干の見直し等によって20万円の削減 には対応できるっていう判断から、今回20万円にさせていただいた っていうことでございます。

それと2つ目の実行委員の高齢化が要望書の中に記載されてると、それに伴って町の職員の協力要請は、という御質問だと思いますけれども、要望書の説明の段階では、商工会のほうから人的協力要請は一切ございませんでした。ただし、従来からうちの商工担当のほうでは、前日・当日の協力は当然行っておりますので、その範囲の中でことしも同じように協力していきたいと思いますけれども、来年以降は人員的協力要請があるかどうかわかりませんけれども、あった場合は対応について検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 3番 原田 弘克議員。

原田議員

1点目の情報セキュリティーの関係は了解いたしました。これによって、できるだけその個人情報、あるいは行政情報の保護を徹底していただきたいなと思います。

2点目の、商工会の補助金の関係ですけども、20万円の中身につきましては了解をいたしました。私は、計画についてはそれはちょっと商工会の関係があると思いますので、一番心配なのは、2つめの高齢化によって、商工会員がもうタッチできないという自体だと思います。何人か会員の方にお話を聞きましたけども、やっぱりその辺の対応、ここで具体的に今後どうするのかっていうのはまた、第6期の中で、いろいろと南幌町としてのイベント、夏祭り、この意味合いをどう捉えていくか。それはまた6期の中で十分検討していただきたいと思いますけれども、基本的にはやはり短い南幌の夏、やっぱり子供たちが楽しみにしているふれあいまつり、盆踊り、JA夜祭りと。この少ないイベントでございますので、南幌町の短い夏のイベント、夏祭りの位置づけにつきましてはですね、総合計画の素案の中で、十分議論していきたいと思いますので、この点をお願い申し上げまして質問を終わります。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、ただ ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。 採決に当たりましては起立採決を行いま す。

議案第44号 平成28年度南幌町一般会計補正予算(第1号)について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立9名、着席1名)

どうぞ御着席ください。

賛成起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すること に決定をいたしました。

●日程6 議案第45号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第45号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、医療機器の更新経費の追加によるものです。その結果、資本的収入では既定予算に70万円を追加し、3,743万1,000円とし、資本的支出では既定予算に76万7,000円を追加し、4,231万5,000円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第45号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号) について御説明申し上げます。3ページをお開き願います。始めに、

収益的収入及び支出の支出について、御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用3目経費、補正額はございません。 江別市との調整により、常勤医師の派遣経費を定額による業務委託方式から、診療応援により江別市が負担することとなる給与等の経費の 実費相当額を負担する方式に改めたことから、20節委託料の医師派 遺業務委託料4,280万4,000円を、16節諸会費に医師派遣 負担金として振り替えるものでございます。見直しにより金額は減と なる見込みですが、実績による経費負担となるため、確定額ではない ことから予算は同額を振り替えております。次に、資本的収入及び支 出の、収入から御説明申し上げます。1款資本的収入、3項企業債、 1目企業債、70万円の追加でございます。医療機器の更新により、 医療機器購入事業債を借り入れるものです。詳細は支出で御説明申し 上げます。次に、支出について御説明申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、76万7,000円の追加、1節器械及び備品購入費、76万7,000円、ベッドサイドモニターの追加でございます。外来において、救急搬送や容態の悪い患者さんの心電図や血圧などを計測するモニターが故障し、修理期間終了から5年近くを経過しており、部品が無く修理不能となったことから、更新するものであります。1ページにお戻りください。第2条、資本的収入及び支出を、資本的収入が70万円追加し、3,743万1,000円に、資本的支出が76万7,000円を追加し、4,231万5,000円に改めるものでございます。この結果資本的収入が資本的支出に対し不足する額を488万4,000円に改めるものでございます。

次に、第3条、企業債の変更です。医療機器購入事業で起債の限度額を70万円追加し、1,950万円に改めるものでございます。なお、起債の方法等につきましては変更ございません。以上で議案第45号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第45号 平成28年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号) は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程7 議案第46号 町道路線の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第46号 町道路線の変更につ

きましては、晩翠遊水地造成及び千歳川堤防線移設に伴い、町道の一部が不要になるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、都市整備課参事が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。都市整備課参事。

都市整備課参事

議案第46号 町道路線の変更について御説明いたします。今回の変 更は、晩翠遊水地及び千歳川堤防整備により、不要となる町道の一部 を廃止するため、起点または終点を変更するものです。別途配付して いる資料、町道認定路線変更図をあわせてごらんいただきたいと思い ます。青色が変更前、赤色が変更後でございます。整理番号5、路線 名、南10線、旧終点南幌町175番5地先千歳川を、新終点南幌町 649番16地先西14号交点に。整理番号32、路線名、西15号、 旧起点南幌町540番3地先を、新起点南幌町5110番1地先に。 整理番33、路線名、西16号、旧起点南幌町349番1地先を、新 起点南幌町5106番2地先に。整理番35、路線名、西18号、旧 起点南幌町348番7地先千歳川を、新起点南幌町347番7地先千 歳川に変更するものです。南10線、西15号、西16号は晩翠遊水 地内の道路の部分を廃止するため、南10線は終点を、西15号と西 16号は起点を変更するものです。西18号は千歳川堤防拡幅整備に より起点が変更となりますが、数メートルの変更のため、地番が同じ となっています。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 本間 秀正議員。

本間議員

ただいま説明いただきました、起点と終点なんですけれども、今、 最後のほうは住所が同じですねというお話でしたが、ほかの起点についても、何メートル動くのか教えていただけるとありがたいと思います。

議長

都市整備課参事。

都市整備課参事

ただいまの御質問にお答えします。南10線につきましては1, 3 11 メーターの減、西15 号につきましては567 メーターの減、西16 号につきましては680 メーターの減、西18 号は約6 メーターの減となります。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第46号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。 ●日程8 議案第47号 工事請負契約について(南幌町防災行政無線(デジタル同報系)設備整備工事)についてを議題といたします。 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第47号 工事請負契約につきましては、南幌町防災行政無線(デジタル同報系)設備整備工事にあたり、過日入札を執行したところです。契約の内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第47号 工事請負契約について御説明を申し上げます。1契約の目的、南幌町防災行政無線(デジタル同報系)設備整備工事、2契約の方法、指名競争入札、3契約金額、1億4,222万5,200円(内消費税及び地方消費税の額1,053万5,200円)。本件につきましては、去る5月31日、指名業者6社により入札を執行したものです。なお、落札率は37.5%でございます。4契約の相手方、札幌市豊平区月寒中央通り11丁目7番40号、パナソニックシステムネットワーク株式会社、システムソリューションズジャパンカンパニー北海道支社、社長 梶野 基晴。参考といたしまして、工期、契約締結日より平成29年3月31日まで。以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

1番 本間 秀正議員。

本間議員

ただいま防災無線の内容を聞かせていただきましたけれど、落札率が37.5%という内容なんですけれども、当然今、新しいのを付けますので故障なんて今は考えなくていいのかもしれませんけれども、将来的にですね、当然でてくるかと思うときに、この札幌の業者に全てお頼みするのか、それか地元業者がどっか使えるところがあるのか、そういった配慮もあってのこういった入札、落札なのかを説明していただきたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

ただいまの御質問でございますけども、競争入札でございますから、 将来的なものは考慮してございません。以上です。

議長

ほかにありませんか。

9番 石川 康弘委員。

石川議員

今の関係ですけれども、今回の入札の中身というのはどういったものに入るのですか。あくまでアンテナだとか、そういった機器、あと子機とかっていうのは関係ないんでしょうか。それとも現状の鉄塔とかそういうものに対してどういうふうな形まで考えているかお伺いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

事業の内容でございますけれども、平成4年に設置しました防災無線が老朽化して、今回昨年度の実施設計を踏まえて、本年度更新をさせていただくというものでございまして、町内6カ所に屋外灯を設置してございますけども、それがなかなか風の影響、または今住宅事情

がよくなりまして、屋内にいると聞こえないというようなことがござ います。そういうことで、5局、夕張太、稲穂に1局、それと川向地 区に1局ということで5局。2局を新たに加えて設置をいたします。 なお、端末につきましては、これまた老朽化してございまして、各自 で更新をしていただいてる実情がございます。これにつきましては、 一般世帯約3,400、それと公共施設、または事業所、企業それら を含めて、合計3、700戸の設置を予定してございます。事業につ いては以上でございますけども、今回の入札に当たりましては、当然、 要件がございまして、まず、電気通信工事にかかる許可を持っている 業者であるということと、過去に地方公共団体発注のこのデジタル同 報系の市町村防災行政無線システムの設置工事の実績があるというこ とと、国土交通省の総合評定値が、1,300点以上であるというよ うな基準がございます。それらの基準を踏まえましてでございますけ ども、入札の方法に当たりましては、いわゆる代理店を含みますメー カー入札というものと、JVを含む、電気工事業者入札という、2つ の方法に分けられます。一般的にでございますけども、メーカー入札 の場合は、事業費の抑制、メーカーサポート、工期の短縮が見込まれ るということでございます。一方で、地元に電気業者がある場合につ きましては、JVによる入札、雇用の安定化ですとか、町内経済の活 性化を期待してJVによる入札も考えられますけども、地元に当該業 者が存在しない場合は、コスト縮減を期待できるメーカー入札の方法 を用いることが多いということでございます。本町の場合は、前段で 申し上げました、メーカー入札を採用してございます。なお、近隣で は本町と同じくして、本町より半月ほど早く発注しましたけども、由 仁町でも同じくメーカー入札です。ということで、そのメーカー入札 を公募採用しまして、指名委員会で、メーカー6社を決定しまして、 結果的に予定価格、積算価格と比較した場合、2億3,670万の減 ということで、結果ですけども需用費を大きく抑制する結果になりま した。以上でございます。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第47号 工事請負契約について(南幌町防災行政無線(デジタル同報系)設備整備工事)につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり、可決すること に決定をいたしました。

日程9 議案第48号から日程11 議案第50号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程9 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組 合規約の変更について

●日程10 議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更 について

●日程11 議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約変 更について

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第48号 北海道町村議会議員 公務災害補償等組合規約の変更について、議案第49号 北海道市町 村総合事務組合規約の変更について、議案第50号 北海道市町村職 員退職手当組合規約の変更につきましては、いずれも北空知学校給食 組合の解散による各組合からの脱退に伴い、組合規約の一部変更について、各組合構成団体との協議が必要なことから、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第48号から議案第50号までの3議案について、御説明します。いずれも北空知地域において、新たな学校給食組合の設立により、北空知学校給食組合が解散し、構成団体で組織する一部事務組合から脱退するため、各構成団体において規約変更の協議を行うものです。なお、新たに設立された組合の加入協議は、既に了していることを申し添えます。

始めに、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規 約の変更につきまして、御説明します。朗読をもって、説明にかえさ せていただきます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約(昭 和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更 する。別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。附則として、この 規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の 規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更につきまして、御説明します。同じく、朗読をもって説明にかえさせていただきます。北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を次のように変更する。別表第1、空知総合振興局(34)の項中「(34)を(33)」に改め、「、北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知学校給食組合」を削る。附則として、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

最後に、議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更 につきましては、組合からの脱退に加えて、本文の一部表現を変更す るものです。

別途配布しております、議案第50号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、アンダーラインの箇所が改正

部分です。

第1条中、「健全化を」、「健全化に」改める。

第3条中、「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中の互選方法、改正後は、「市にあっては通じて1人、町村にあっては北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年北海道条例第78号)別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

次に、2ページから4ページにかけての別表ですが、区分欄、「市町村及び市町村の一部事務組合」を、「(1)市町村」、「(2)一部事務組合及び広域連合」に改める。

また、3ページ、空知管内の欄中、「北空知学校給食組合」を削る。 なお、別表の全般において、表現の一部整理が行われたものです。 附則として、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。 以上で、議案第48号、第49号、第50号の説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たり ましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第48号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第49号 北海道町村総合事務組合規約の変更について の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第49号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第50号 北海道町村職員北海道市町村職員退職手当組 合規約の変更についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第50号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更 について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

議案第49号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について原案

議長

のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

議案第50号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

●日程12 報告第2号 平成27年度南幌町一般会計繰越明許費 繰越計算書についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました報告第2号 平成27年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、報告第2号 平成27年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明します。次ページをごらん願います。

今回、御報告する繰越明許費につきましては、3月議会定例会において既に議決をいただいているものです。内容としましては、2款総務費1項総務管理費、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業(電算機器管理運営経費)翌年度繰越額1,306万8,000円、昨年発生した日本年金機構における個人情報流失事案を踏まえ、地方自治体の情報セキュリティシステムの強化を図るものです。同じく、学生地域定着支援促進事業、翌年度繰越額48万9,000円、江別市内の大学に通学する大学生を対象に、江別市及び近隣地域への就職や定住を推進するものです。

次に、5款農林水産業費1項農業費、食料供給基盤強化特別対策事業、翌年度繰越額1,189万3,000円は晩翠地区と他2地区に係るもので、同じく道営経営体育成基盤整備事業、翌年度繰越額1,137万5,000円は鶴沼地区に係るものです。いずれの事業につきましても、平成27年度内に執行することができなかったため、翌年度に繰り越すものです。以上で、報告第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

報告第2号 平成27年度南幌町一般会計繰越明許費繰越計算書については報告済みといたします。

●日程13 発議第3号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局 長

(朗読する。)

議 長 議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでござ

います。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認することに決定 をいたしました。

●日程14 発議第4号 議員の派遣承認についてを議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局 養 長 (朗読する。)

議員の派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに 決定をいたしました。

●日程15 発議第5号 議員の派遣承認について議題といたします。局長をして朗読いたさせます。

局 長 議 (朗読する。)

議員派遣承認につきましては、ただいま局長朗読のとおりでございます。

原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに 決定いたしました。

●日程16 発議第6号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件で ございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに 決定をいたしました。

以上で本定例会に提案されました、全ての議案審議が終了いたしま した。ただいまをもって閉会したいと思いますが御異議ありませんか。 (なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会と いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時51分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議	長
	_
9	番

10 番_____